

第三十八回国 参議院商工委員会會議録第二十七号

昭和三十六年五月三十日(火曜日) 午前十時四十二分開会

委員の異動

五月二十九日委員大泉寛三君辞任につき、その補欠として横山フク君を議長において指名した。

本日委員横山フク君辞任につき、その補欠として大泉寛三君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 劍木 亨弘君  
理事 川上 為治君  
古池 信三君  
榊 繁夫君  
牛田 寛君

委員

赤間 文三君  
大泉 寛三君  
大川 光三君  
岸田 幸雄君  
小林 英三君  
齋藤 昇君  
山本 利壽君  
横山 フク君  
阿貝根 登君  
岡 三郎君  
近藤 信一君  
吉田 法晴君  
加藤 正人君  
政府委員 通商産業大臣 椎名悦三郎君

科学技術庁 紅 文吉君  
原子力局長 佐橋 滋君  
通商産業省 重工業局長 小山 雄二君  
中小企業庁長官 小田橋貞寿君  
事務局 小田橋貞寿君

説明員 科学技術庁原子力局政策課長 井上 亮君

参考人 東京大学教授 加藤 一郎君  
北海道大学教授 金沢 良雄君  
日本原子力研究所労働組合放射線対策安全協議会専門委員 一柳 勝昭君

本日の会議に付した案件  
○原子力損害の賠償に関する法律案 (内閣提出、衆議院送付)  
○原子力損害賠償補償契約に関する法律案 (内閣提出、衆議院送付)  
○機械類私信用保険臨時措置法案 (内閣提出、衆議院送付)  
○商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○委員長(劍木亨弘君) これより商工委員会を開会いたします。  
本日は午前中に原子力損害の賠償に関する法律案及び原子力損害賠償補償契約に関する法律案について参考人の意見聴取及び質疑を行ない、午後は、機械類私信用保険臨時措置法案及び

商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案の審査を行います。この際、参考人の件について報告いたしておきます。

前回の委員会において人選を委員長に御一任願いましたので、お手元に配布いたしました名簿の通り三名の方に参考人として御出席を願うことといたしました。以上御了承願います。

○委員長(劍木亨弘君) 初めに委員の異動について御報告いたします。昨二十九日、大泉寛三君が委員を辞任され、その補欠として横山フク君が委員に選任されました。

○委員長(劍木亨弘君) それではまず、原子力損害の賠償に関する法律案、原子力損害賠償補償契約に関する法律案、以上二案を一括議題といたします。これより参考人の御意見を伺うのでありますが、初めに一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ、当委員会のため御出席を賜わり、まことにありがとうございます。委員一同にかわりあつくお礼を申し上げます。

ただいま審議を行なっております議案は、原子力損害が生じた場合における被害者の保護をはかり、また原子力事業の健全なる発達に資するため無過失責任、損害賠償措置、国の援助等、原子力損害の賠償に関する基本的

制度を定めるとともに、原子力賠償補償契約に関する必要な事項を定めようとするものでありますが、私から多くを申し上げるまでもなく、各位すでに御承知の通りでございます。当委員会といたしましては、原子力事業者の賠償責任を無過失責任とし、かつ責任の全部を事業者に集中せしめた点等について、また原子力運転等にかかる従業員の災害補償問題等について、それぞれ御造詣の深い皆様から御意見を伺い、今後の審議に資したいと存じまして御出席を願った次第でありまして、忌憚のない御意見をお願いいたします。

なお、議事の進め方でございますが、最初にお一人大体十五分程度で御意見をお述べ願ひ、御意見開陳を終わつた後、各委員から質疑を行なうことといたしますので御了承を願ひます。

それでは初めに東京大学教授加藤一郎君にお願いいたします。

○参考人(加藤一郎君) 加藤でございます。私の専門は民法でございます。特に不法行為に興味を持っておりますので、前にも「ジュリスト」という雑誌の原子力災害補償という特集が百九十九号、三十四年十一月十五日号に出ておりますが、前にも原子力災害立法上の問題点というところを書いたことがございます。おそらくそういうことでお呼び出しを受けたのだと思ひますが、そこでこの法案の全体の仕組みについて

は、金沢先生からお話をいただいた方がよいと思ひますので、私は主として損害賠償責任について民法の特則を設けたという、この法案で申し上げますと第二章のところを主として申し上げます。この法案の第一の特色は、申すまでもなく、無過失責任を三条で認めてい

るといふ点であります。で、原子力災害がかりに万一起りました場合に、今の民法でどうなるかと申しますと、民法でもおそらく普通の場合には賠償責任が認められるのではないかと思ひます。たとえば民法の七百七条に工作物の設置または保存に瑕疵があるという場合には、一種の無過失責任を負うことになっております。またたとえば、従業員の過失によつて損害が起つたという場合には、七百七十五条の使用者責任の規定で賠償が付けられるという事になります。おそらく普通の場合にはそれで済むかもしれないのですが、しかし工作物責任においても瑕疵があったという事を、たとえば原子力炉に何かのきずがあったということは一応証明しなければなりません。それから使用者責任であるといひましても、働いているその労働者に過失があったという事をやはり主張しなければならぬ。そういう立証の問題がやはり残るのであります。そうしてこの過失やあるいは瑕疵があったというところの立証は実際には相当困難である。で、原子力事業については高度の技術

を持って運転をしているわけでありまして、普通の人があるに過失があったということも立証することは非常にむずかしい。それからまたかりに大きな事故が起こった場合にはその証拠というものもなくなる危険があるわけでありまして、立証の証拠が残らない危険もある。そういう点からしてやはり民法では困るだろう。そこで各国とも特別の無過失責任の立法を設けているのであります。

その無過失責任の根拠と申しますと、普通は、危険責任ということと賠償責任。危険責任の方は、危険なもの管理する者は、そこから生じた損害に対して責任を負うということでありまして、賠償責任という方は、その事業から利益を得た者は、その利益によって賠償すべきであるということでありまして、この原子力災害の場合には、そのうちの危険責任ということからして、無過失責任が認められた。で、原子力災害はまれだといわれておりますけれども、起こるときには非常に巨額の損害が生じる。危険性が非常に大きいわけでありまして、その危険責任による無過失責任を認めるといふことは、被害者の保護のためにまず第一に必要であります。そのことは、損害が起こったときに賠償をするということのほかに、それを予防するという、予防的な効果も持つだろう。つまり、損害が起こって全部賠償しなければならぬということになれば、初めから非常に注意をして、そもそも損害が起らないように予防的な措置も構うであろうということが期待されるわけでありまして、その点において、無過失責任をとる意味があると思

われま。それは、直接には被害者の保護ということでありまして、さらに進んで申しますと、もしその保護が万全にはかれないならば、原子力政策を推進する上に大きな障害が生じるであろう。これは、民衆の協力が得られない。あるいは、不安であつて、原子炉の設置に反対運動が起こるといふようなことが考えられますので、原子力産業を推進するといふ政策をとる以上は、どうしても無過失責任を認めなければならぬであろうというように思われるのであります。

ところで、無過失責任を認めますと、その裏打ちとしまして、どうしても責任保険を強制して、それで裏づけをするといふことが必要になります。つまり、無過失責任を認めても、加害者に賠償能力がなければ、これは画にかいたもののようなもので、実効力がない。そこで、責任保険によってその裏づけをするといふことが必要になるわけだ。

さらにまた、事業者の立場から考えましても、自分の企業の破産、破滅を救うためには、あらかじめ責任保険にやうて、そういうことのないようにはかかっておく必要がある。その、加害者の自衛手段といふことと、被害者の完全な保護といふ両面において、責任保険制度が要請されるわけでありまして、ところで、原子力災害の場合には、この責任保険について、現在では、一定の限度があるといふことが一つの大きな問題であります。現在では、わが国では、五十億円までしか保険では引き受けられないといふことになり、しかも、それ以上の損害が生ずる危険も

考えられるのでありまして、その上の、こえた部分については、国が何らかの措置をとる必要があるのではないかといふ問題が起つて参ります。なお、この無過失責任を設けました場合には、その責任を一定の限度で打ち切るといふ、責任制限の問題が出て参ります。各国の法案を見ますと、責任保険で引き受けられる限度か、あるいはその上の、国が補償義務を負う限度のところ、事業者の責任を打ち切っているのがあります。わが国では、今までも、無過失責任制度を作つた場合に、そういう責任制限の規定を置いていないのでありまして、無過失責任をしようされる上に、限度がないといふことになると、事業者に気の毒な場合が出てくるわけでありまして。立法論としては、無過失責任を認めた場合には、責任制限の規定を置くべきだといふことも、十分考えられる。私も、置いた方がいいのではないかと

思つておりますが、今度の法案では、保険でできた穴には、国が補償契約を結んで補償する。それから五十億円をこえる部分については、国が援助の措置をとるといふことになっておりますので、実際には、原子力事業者が無過失責任で大きな損害を引き受けるといふことは、あまりなくなるつもりだろうと思つております。そういう点で、責任制限の規定を置かなくても、非常にいいかなといふ言えないのであります。理屈としては、責任制限を置くことも、立法論として考えられるだろうと思われま。

の免責事由をどこまで認めるかといふことがございます。この法案では、三条一項ただし書きにおきまして、「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」といふものを免責事由としてあげておられます。この点は、ともかく原子炉のようには非常に大きな損害が起こる危険のある場合には、今までのところから予想し得るようなものは全部予想し得ればならない。従つて、普通の、いわゆる不可抗力といわれるものについて、広く免責を認める必要はないわけでありまして、むしろ今まで予想されたものについては万全の措置を講じて、そこから生じた損害は全部賠償させるという態勢が必要であります。そこで、たとえばここでいう「巨大な天災地変」といふことの解釈いたしました。でも、よくわが国では地震が問題になります。今まで出てきたわが国最大の地震にはもちろん耐え得るものでなければならぬ。さらにそれから、今後も、今までの最大限度を越えるような地震が起こることもあり得るわけですから、そこにさらに余裕を見まして、簡単に言いますと、関東大震災の二倍あるいは三倍程度のものには耐え得るような、そういう原子炉を作らなければならぬ。逆に言いますと、そこまでは免責事由にならないのであります。もう人間の想像を越えるような非常に大きな天災地変が起こつた場合にだけ、初めて免責を認めるといふことになると思われま。

以上が、無過失責任を認める根拠及びそれに関する問題でございますが、第二の問題といたしまして、その場合

きないことになりま。あとで出ます政府が十七条によつて災害救助を行なうこととなるわけでありま。さらに、この責任についての第三の問題といたしましては、いわゆる責任集中の問題がございます。これは四と五の關係でありま。たとえばいわゆる供給者——いろいろな施設の部品を供給した者、そのほかその設計をした者であるとか、労務を提供した者といふような、広い意味での原子力施設を作るに於いて協力した者が全部供給者といふことになるわけでありま。その供給者については責任を免除いたしまして、責任を、原子力事業者に集中するといふやり方をとつておられます。この点は、どうしてそういう必要があるかと申しますと、責任保険との關係が非常に重要でありまして、もしすべての供給者に責任が認められるといふことになれば、各人が責任保険をつけまして自衛手段を講じなければならぬ。ところが、そういういたしますと、責任保険の重複という問題が出て参りまして、保険の限度額がそれだけ少なくなつてくる。逆に、責任を認めても被害者には決して有利にはならないといふ問題があるわけでありま。そこで保険の技術といたしましては、なるべく責任を最後の事業者のところに集中しまして、そこでまとめて保険をつけるということにするのが適当であります。この責任の集中といふことは、そのほかに被害者たる一般公衆が損害賠償を請求する場合に、だに請求していかいということが明確になる。かりに事業者のほかに供給者にも課せられるといふことになると、その關係が複雑になるわけでありま

その關係が複雑になるわけでありま

す。さらにまた原子力事業の育成ということを考えますと、供給者が安んじて供給ができるようにしてやる必要があるわけでありまして、そうでなければ原子力事業に協力する者が少なくなる危険がある。そこで原則として供給者の責任を免除してやるということが必要になります。

そういういろいろな理由から、責任の集中ということが、これは各国で問題になっておりまして、集中している国が多いわけでありまして、結局経済的に考えますと、責任の集中ということはおかという問題になるわけなんです。つまり供給者に責任を負わせられるとすれば、責任者が保険料を負担しなければならぬ。ところが事業者ということになれば、事業者が全部保険料を負担して責任保険をつける。そのコスト、供給のコストという点を考えますと、供給者がつけた責任保険料は当然供給代金の中に含まれるわけでありまして、それを代金の形で事業者が払うのか、それとも保険料の形で保険会社に事業者が払うのかという点、保険料の負担をどういう形にするかという経済的な問題に帰着するようになっています。ただ原子力災害の場合には、責任保険の限度をこえる場合があるものですから、その場合には責任を負わされた者が損をする結果になりますけれども、その点がかもし国の援助ということでカバーされることになれば、あとは負担の形の問題に帰するのではなからぬか。そうだとすれば、技術的に最も明確な責任集中ということにしておくのがいいだろうというように思われます。

なお、五条では責任の集中に対する除外例を設けておりまして、第三者の故意、過失の場合、それから供給者側の故意の場合というのを例外にしておられますが、これは性質上やむを得ない例外だと思われまゝ。なお、この五条の二項では求償権についての特約を認めております。なお、求償といひますのは、あくまで第三者である公衆に被害が起った場合の損害負担についての求償でありまして、供給者と原子力事業者との間の、売主と買主の関係の間の、二人の間の責任の問題はこれは別になるわけでありまして、いわゆる売主の担保責任というような問題があらまして、たとえば事業者がどこかの供給にミスがあつたために自分の財産である原子炉に損害を受けたというような場合には、これは民法の一般原則によることとなるわけでありまして、その場合に特約がなければ、免責の特約がなければ、原子力事業者が供給者に求償できるということになりますけれども、その点は普通おそらく特約を設けていくのではないかとすることが予想されます。

以上申しましたのがこの法律における民法の特則でありまして、今申しました以外の点は民法の原則によることになります。たとえば人身損害と財産的損害と両方を賠償するのであります。これはそのほか慰養料の賠償はどうするか、あるいは汚染された地域からの立のきによる賠償は、一体損害賠償の因果関係の中に当然含まれるかどうかという問題があるわけですが、これは民法の一般原則によつて、いわゆる相当因果関係内の損害は全部賠償する。今あげた例は全部賠償の中に含まれることになりまゝ。そのほか、たとえ被害者側に過失があつた場合の過失相殺、つまり賠償額を差し引くという問題もあるわけですが、これはおそらく原子力災害の場合には、実際にほとんど起らない問題でありまゝ。さらにまた時効の問題がございしますが、民法の七百二十四条の規定で、損害が起つたことを知つてから三年、それから不法行為のときから二十年という時効の期間が設けられておりますが、これもそのまま適用される。なお、国の補償契約の方では、十年までに請求のあつた分については保険で持つけれども、十年以後の分については国が補償契約で持つという規定がございすけれども、これは民法の時効の範囲内の問題でありまして、二十年たつてから出てきたものには、この補償契約でも責任を負うことにはないわけでありまして、そういう意味で、民法の三年、二十年という時効がここにも適用される。あるいはまたいわゆる連帯責任という問題で、東海村にある原子炉が、違つ事業者に属する原子炉の二つから事故が生じたというような場合には、連帯責任という、七百九十九条の供同不法行為の問題が起ります。それが民法の原則によつて連帯責任を負うということになります。そういうわけで、あとは全部民法によるわけでありまゝ。

○参考人(金沢良雄君) 金沢でございます。ただいま加藤先生から非常に詳細に要領よくお話がございましたので、いわゆる民法との関係あるいは損害賠償法案の骨子というものはおわかりになったかと思ひますが、一応、私といたしましては、この法案の大体の仕組みがわれわれの考えに對してどういふような受け入れ方になつてゐるかという点を中心に一般的に申し上げてみたいと思ひます。

そもそもこの原子力損害につきまして特別の賠償あるいは補償措置というものが必要になつてきたのはどういふことかという点でございすますが、これは原子力災害というものの特殊性に基づいては、めつたに起らないけれども、起つたら大へんだということとなつて、ほかの災害と違ひます。これは、それが相当広範に、めつたに起らないけれども万一起つた場合には相当広範に及ぶだろう、またその災害の性質が後発性を持つてゐるといふようなことから、損害額が非常に多くなるのではないかと、起つたこととなつて、こういう特殊性のために原子力の平和利用というものを促進するということになりますと、容易にその促進が行なわれにくい、つまりしり込みする。そのしり込みをなるべくさせないようにならば、この原子力平和利用を促進しつつ、しかも第三者の災害を十分に補てんする、これがこういふ特別の措置を講ずる必要が生じてきた最も根本的な理由になるだろうと思ひます。

従つてこの法案の目的にも掲げられてありますように、結局被害者の保護を十分にはかるということ、原子力の平和利用を促進するというこの二つの目的をどのように調和させてゆくかというところに法案の、あるいはこの原子力損害補償制度のねらいが置かれなければならぬ。そこで、さういふ方法でそういう目的を調和させ、かつ達成してゆくかということにございすますが、その点につきましては、一般的に見まして、各国の例その他を見まして、大体三つの基本線がある。一つは、まず保険によつてカバーし得られない分については、これは保険にはその保険の引き受け能力というものが今日現実にあるわけがございすから、もし保険がすべてやってくれるならばこれに越したことはないのですけれども、そうでない場合には、ここに何らかの形で国家的措置というものが出てくる必要があるのではないか、しかも今度は第三者の保護、あるいは原子力の事業の推進というのとのために、従来の民事責任に對して特例を設ける必要があるということにございまして、結局民事責任——先ほど加藤先生からのお話のございまして民事責任に對する特例ということと、保険、それから国家的措置と、この三つが一体となつて、それぞれに相補いながらこの補償体制を確立してゆくというところが望ましい、これが一般的な原子力損害賠償措置のいわば形式といひますか、基本ラインということが言えると思ひます。

ところでこの法案を見ますと、大体におきまして根本的な線におきまして

は、今申し上げましたような線に沿ってこれができておる、基本的にはそういったいわば三位一体的な形でこの法案ができておるといふことにつきましても、私どもも異存がないのでございませう。ただそのこまかい点に入りますと、そこにはやはり日本の場合のいろいろの考え方が出、ほかの例と比べてまして若干の相違が生じておるといふことは言えると思ひます。

保険の点は、これは保険は保険の引き受け能力ということが問題になるわけで、結局この法案におきましても、賠償措置五十億ということは、結局その保険能力に見合つておきめになつてゐることかと思ひますので、この点は一応問題はなからうかと思ひます。

次に、民事責任の特例でございませうが、この点につきましても、あるいは国家措置ということも含めましても、けつこうでございませうが、この点につきましても、先ほど申しましたように、基本的には原子力損害賠償制度として考えられるべき線に沿つてはおりますけれども、どちらかといえば、従来の伝統的な考え方というものがあまりにかけ離れないようにとする努力がこの法案の中に見られるように思われるのでございませう。それはこの法案では、民事責任の特例といたしまして、先ほど加藤先生からのお話もありましたように、一つには無過失責任、今一つは原子力運業者への責任の集中、これは非常な特例といへば特例になるわけですね。しかししたとえば無過失責任につきましても、先ほど加藤先生もお触れになりましたが、無過失責任を認めるという場合に、一つの考え方といはしましては、その反面では責任制限

をする、無過失責任にはするけれども、非常に厳格な責任はするけれども、一定の限度で責任は打ち切るといふ考え方が外国の立法例にも見られるわけなんです。ところがこの法案では、原子力事業者の責任は青天井ということになつておるわけですね。無制限ということになつておるわけですね。これはやはり従来の伝統的な考え方がそこに出てゐるように思われます。それからまた責任集中の点につきましても必ずしも完全な意味での、実質的な意味での責任集中ということになしに、第五條の求償権、ことに第三者の故意、過失の場合には求償ができるという形になつております。供給者の場合には故意ということになつております。が、こういうような点は確かに伝統的な考え方からいたしますと、そうあるべきであるということにならうかとも思われます。しかし、こういう点につきましても、さらに責任集中を実質的にも十分にやつてゆくという必要性が一方においてはまたあるわけですね、先ほど加藤先生のお話にありましたように、もし求償権を認めるということになりますと、そういう人たちもいつ求償されるかわからないというので、保険証券を買わなければならない、買つておかなければならないというやうな問題がここには多少残るといふことにもなるやうかと思ひます。

それから最後に、国の措置でございませうが、この点につきましても、外国の例におきましては、先ほどお話ありましたやうに、国が補償する、つまり法律上の義務として補償する、あるいは法律上明確に一定の限度をこえた場合には、国がそれを穴埋めするといふ

ことが明確に定められている例があるわけですね。これはやはり原子力産業、原子力事業あるいは原子力の平和利用を促進するという政策的な意図のもとに、そういう考え方が出てくるのであろうかと思ひます。この点につきましても、法案の十六條は、御承知のやうに、必要な援助を政府がこの法律の目的を達成するため必要であると認めるときには、賠償措置額をこえた場合について必要な援助を行なうという形になつておるわけですね。この点はずばら問題は、でございませうが、政府並びにその権限を与へます国会の、原子力産業あるいは原子力の平和利用に対する政策的意図というものが、この必要な援助というものをどの程度どういふふうにしてやるかということをしめる基準にならうかと思ひます。しかしそこは政策論になるわけですね、もし原子力平和利用を十分に促進していくのだという気がまえば、つきりしておるならば、外国の例に見られるやうな国家的措置を積極的に明確に定めていくということも必要になるのではないかと思ひられるわけですね、でございませう。

以上で私の申し上げることは終わるわけですね、最後にいま一つ労働関係の問題についてちょっとお触れさせていただきますと思ひます。

この法案は労働関係を、つまり原子力運業者、運業者の施設のもとで働いている労働者は一応除くという形になつておると思ひますが、それは結局、これは労働でいく、こういう考え方にならうかと思ひます。これも一つの行き方でございませう、その施設の従業員は、当該施設の従業員は第三者

とはやや趣きを異にする。だからその第三者に向けておるべきフアンドをそれによって食われるといふことはできないだけ差し控えておいた方がよい。それは労働でやるのだという、そういう考え方が出てくるのは一応もつともおられるやうに思ひます。ただ施設で働いておられる方もやはり人間なんでありますから、その場合に問題となるのは、第三者としての労働者が、この原子力損害補償のもとに受ける補てんと、損害を与へたその施設の従業員の方が労働で受けられるところの補てんとに差異がある。この施設の従業員が労働で受けられる保護が、第三者としての従業員よりも、あるいは一般の第三者の保護よりも低いといふことがもしあれば、これは何らかの形で是正していかねればつじつまが合わないといふことになつておると思ひます。

ただこの点につきましても、先般のけい肺法の改正、この特別措置法の改正に際しまして、労災法自身が改正せられまして、長期療養補償が認められるやうになつたといふことで、かなり労働関係の中で、こういうものについて、補償措置と言ひますか、保護措置と言ひますか、かなり前進したといふことは言えると思ひますが、なお、今後の問題が残されているかと思ひます。

以上で終わりたいと思ひます。

○委員長(朝木平弘君) 次に、日本原子力研究所労働組合放射線対策安全協議会専門委員の一柳勝昭君にお願ひいたします。

○参考人(一柳勝昭君) 原子力研究所労働組合の一柳でございませう。この法案に關します御意見を申し上げる前に、最初に私の立場を御説明させていただきますと思ひます。

私は今加藤先生の方からお話がありましたやうに、いわゆる原子力研究所の職員、すなわち第三者としての立場を持つておる者でございませう。しかしながら一方私の家族は東海村に住んでおりました、そういう意味においては私の家族は第三者の立場にあるわけでありませう。そういう意味で、第二者、第三者、その両方の立場に立つて、きょうは発言をさせていただきます。そういうふうな考え方をさせていただきます。私の発言の要旨をちょっと書き物にいたしましたので御参照いたしましたから、それを後ほど御参照いただければ非常に幸せだと思ひます。

まず第一に、この法案自体が持つております問題、第二番目にこの法律を施行する、あるいは施行以前にいろいろな点が問題になつてくるわけですね、まず、そういう種類の問題、第三番目に、これは第二者という立場から、第二者の補償に關する問題についての私の意見。その三つに分けて意見を申し上げます。

まずその原子力といたつたやうな、原子力施設の万一事故を起し、まして、それが付近に住んでる方たちに御迷惑をおかけした、そういうやうな場合には、これは一体どうなるのか。これはわれわれ原子力に關する研究開発に従事しておる者にとりまして、前からずっと最大の関心事の一つであつたわけでありませう。一方地元住民といはしましては、これは先般原子力発電会社がコールドホール型原子力発電所を東海村に置くといふ問題が発生いたしました

曾根國務大臣がおいでになられまして、原子力で万一損害が起こった場合には、これは完全に補償するのだというお約束をなさったわけですね。その約束がございまして、原子力に関する損害補償というものが完全な形でなされることを非常に強く要望しておいたものでございます。そういう損害補償に関する措置というものが今回おそまきながらこの法案として国会で御審議いただける段階になったわけですね。われわれの手元にもその法案が参りまして、過日米私ども集まりまして慎重に検討させていただいたわけですね。そこでわれわれの意見を申し上げますと、はなはだ遺憾ながらこの法案に關しましては失望をしたということをお申し上げざるを得ないのです。どういふ点でわれわれが失望したかという点をまず以下順を追って御説明申し上げます。

まず第一に、この法律によりましては、この法律は原子力損害というものを補償するという建前になっております。しかしながら、この法律は原子力損害全部をカバーできないと言っております。これはどういふことかと言いますと、この法律の第一条及び第二条、そこを見てもみますと、この法案によつてカバーされる原子力損害というものは、原子炉を運搬される、そうして核燃料物質、それに汚染されたもの、それによつて起こった災害、そういうふうな規定してある。そういったしますと、たとえば原子力事業者、たとえば原研というものを例に取つてみますと、原研には原子炉以外の原子力施設がある。たとえばラジオ・アイソトープの製造工場とかヴァン・ド・グララーフ装置とか、あるいはホット・ラポラト

リーとか、いろいろのものがありません。そういうものが火事を起こした場合には、そこから放射能が出て参るわけでありまして、そういう事故は原子炉の事故と全く同じなんです。それから核燃料物質だけを対象にしておりまして、原研では核燃料物質以外にも放射性物質をたくさん扱っております。放射性物質は何か間違つて海に流れて、そうしてその辺の魚がだめになった、そういう場合にはこの法律の適用はないと思つてます。さらにもう一つ、この法律は原子燃料の核分裂と書いてございまして、ですから、もし将来、核融合というものがございまして、そういうものを利用する原子炉ができる、開発されると思つてます。そういうものの損害——そういうものの事故を起こした場合の損害というものは、この法律ではカバーできない。そういう意味でこの法律のそういう点は直していただかなければならぬのじゃないかというふうに考へております。それから第二点といたしまして、この法律は確かに原子力に關する損害を補償しようということが出てきたわけでございますが、この法律ができただけでは、原子力に關する損害というものは、有効に補償されないというところでございまして、そういうことは、どういふことかという点、まず原子力損害は、普通放射線災害として現われて参ります。放射線災害は、どういふ特色を持っているかということについて申し上げますと、放射線というものは人間の五官でわかりません。被曝したかどうかということとは、被曝した本人にわからない。それから放射線によつて被曝いたしました身体障害を発生した。ところがその身体障

害は、放射線に当たったという因果關係、その因果關係は現在の医学でははっきり出てこない。つまり確率でしか表現できない。それから第三番目に、放射線による障害というものは、何と申しますか、すぐ出てこない。後発性、潜在性という言葉で言つております。これはたとえ広島で原爆に当たつた方が最近それが何でもないのに突然亡くなられた、そういう事態があつた。それから最もおそろしい放射線の障害は遺伝的障害として現われるんです。最後に放射線障害の特色といたしましては、放射線というものはどんな微量であっても障害を引き起こす可能性があるんです。従つて關係のない人にするだけ放射線に当たらないようにすることが必要であるということが放射線災害の特色なのであります。

こういふことでありますと、そういう放射線災害というものを救済するために、まずこういう法律で補償するのだということをおきめると、これはもちろん必要であります。しかしそれと並行して、事故が起こつた場合に被害者となるものが予想される付近の人たちの線量管理と申しておりますが、付近の人たちの何と申しますか、放射線をどれくらい受けたかということをおきめなければ、幾ら当たつたかということでは本人がわからない。こういうことでございまして、それからその障害と放射線に当たつたという事実との間の因果關係が確率でしか表わせないということとは、これはある人が何か障害を起こす。たとえば白血病とか骨ガンとか、そういう障害を起こした人が以前

において放射線を浴びたという事実がある。そうすると、それはそういう人がそういう障害を起こしたということと、その障害を起こしたら、それは放射線による障害なんだと見なすということ、そういうもののお考え方が必要になつてくるわけでありまして、こういう考え方は今探したところではないわけでありまして、その点非常に困るわけでありまして。

で、今人間について申し上げました、土地とか建物とかそういうものが被曝した場合、それを補償しようとする場合も同じであります。やはりそれは障害が起こつた場合に、障害が現われる可能性がある地域というものを前もつて放射線管理をしておきませんと、障害が起こつた場合どれくらい当たつたかということがさっぱりわからない。そうすると、そういう処置がとられていないと、この法律で補償するということはおきめても、實際幾ら補償するか、幾らお金を払うかということをおきめする段になつて非常に困難になつてくる。従つてその原子炉の周辺に土地に対する放射線管理がまずこの法律と同時に進められること。それから放射線損害が起こつた場合に、その人が過去において放射線を受けたという事実がある場合は、それは放射線災害であると思ふ。この二つのことがこの法律の実効をもたらし、この法律が有効になつて被害者にお金が支払われるということには、どうしてもそういう措置が必要だと思ふ。それが二番目の問題。

第三番目の問題は、この法律は原子力に關する損害を賠償するということになつておりますが、その中でこれで

カバーしておるのは比較的小さな損害ばかりであるということでありまして、この法律で賠償措置額ということと、この法律で賠償措置額ということとで五十億圓とお金がきめてございまして、この五十億圓というお金は科学的な事故想定をやりまして、事故が起こつた場合、これこれこれこれの地域がやられる、そうするとこれくらい補償するために五十億圓要するというふうな計算されてきめられたお金ではない。これは保険会社が引き受けられる最高引受限度額というもので押えられておるわけですね。五十億圓という非常に大きいような気がするのであります。これは、実はあまり多い金額ではないのであります。ということは、たとえば東海村、あの辺の土地というものは坪当たり千五百圓くらいいたしております。五十億圓と申しますと三百萬坪でございます。三百萬坪と申しますと、原研の敷地のほぼ三倍、東海村全体の量からいいますと、五分の一からその程度だと思ふ。その程度の土地を汚染したから買ひ上げようという金額にしかならない。さらにたとえ東海村には原子力発電会社、それから原子力研究所、原子燃料公社、そういうものが一ぱいあるわけでございます。その中でたとえ原子力発電会社が事故を起こしたと仮定いたしますと、そういったしますと、原研は原子力発電会社に対して、同じ原子力事業者ですが、第三者になるわけでありまして、そうすると、原研の資産というものを評価いたしますと、現在のところでも三百億をこえておるのじゃないか。そういったしますとどうもその五十億圓というものはあまり適当な金額ではないというふ

は、放射線に当たつたという因果關係、その因果關係は現在の医学でははっきり出てこない。つまり確率でしか表現できない。それから第三番目に、放射線による障害というものは、何と申しますか、すぐ出てこない。後発性、潜在性という言葉で言つております。これはたとえ広島で原爆に当たつた方が最近それが何でもないのに突然亡くなられた、そういう事態があつた。それから最もおそろしい放射線の障害は遺伝的障害として現われるんです。最後に放射線障害の特色といたしましては、放射線というものはどんな微量であっても障害を引き起こす可能性があるんです。従つて關係のない人にするだけ放射線に当たらないようにすることが必要であるということが放射線災害の特色なのであります。

で、今人間について申し上げました、土地とか建物とかそういうものが被曝した場合、それを補償しようとする場合も同じであります。やはりそれは障害が起こつた場合に、障害が現われる可能性がある地域というものを前もつて放射線管理をしておきませんと、障害が起こつた場合どれくらい当たつたかということがさっぱりわからない。そうすると、そういう処置がとられていないと、この法律で補償するということはおきめても、實際幾ら補償するか、幾らお金を払うかということをおきめする段になつて非常に困難になつてくる。従つてその原子炉の周辺に土地に対する放射線管理がまずこの法律と同時に進められること。それから放射線損害が起こつた場合に、その人が過去において放射線を受けたという事実がある場合は、それは放射線災害であると思ふ。この二つのことがこの法律の実効をもたらし、この法律が有効になつて被害者にお金が支払われるということには、どうしてもそういう措置が必要だと思ふ。それが二番目の問題。

第三番目の問題は、この法律は原子力に關する損害を賠償するということになつておりますが、その中でこれで

うに考えております。これにつきまして、この法案が衆議院で科学技術特別委員会御審議になりましたときに、原子力産業会議の大屋参考人のご意見をいただきましたが、五十億円というものは外国の例から見るとなかなかいいところについている、英国では五百万ポンドということ、従って五十億円ということでもございまして、なかなか数字的によく合っているというお話がありました。しかし英国と日本とは非常に違うのであります。たとえば英国の発電所一つ例をあげて見ますと、パークレーという発電所がございまして、その発電所をとって見ますと、周囲一マイル以内はゼロであります。五マイル以内で八千四百人あります。東海村は一マイル以内千九百人、五マイル以内五万五千人になっております。つまり事情が違っております。そのまま金額がイコールだということは私は非常に間違つた考え方である、そういうふうな考え方をしております。それからそういうわけで、五十億円というものは必ずしも適当な金額であるとは思われ

ない。  
次に、五十億円をこえる損害があった場合はどうするかということでございます。これは賠償法の第十六条を見ますと、これも加藤先生あるいは金沢先生の方からおっしゃいましたように、国がこれを援助するという事になっております。ところが何と申しますか、こういうことを国会あるいは政府の方々の前で申し上げるのは、はなはだ申しわけないのですが、われわれ被害者になる立場の者から申しますと、援助するということだけ書いてあって、その内容がどうということかという

ことがさっぱり書いてないということ、非常にもしろくなくないという感じがいたすわけでありまして。その点について先ほど加藤さんの方から、外国の例を御引用になりましたが、たとえばアメリカでございまして、アンダーソン・プライス法というのがございまして、それによりまして、政府の補償限度額というものは、原子力事業者というものが補償するある一定の額というものがあつて、それをオーバーするときには政府が補償するという事になっておるわけですが、その場合の政府の補償限度額というものが五億ドル、千八百億円でございます。その千八百億円までは政府が補償するという事になっておられます。西ドイツあたりを例にとつて見ますと、五億マルク、四百五十億円までは政府が補償するという事になっておられます。イギリスの場合には日本と似ているということでありますが、その場合は補償するということとをきめてあつて、何れ補償するということになることは国会で定めるのだということになっておられます。つまり日本のように援助するという表現とはいささか——いささかじゃなくて相当程度違ひがあるということをお申し上げざるを得ないのであります。

もう一つございまして、大規模な震災、社会的な動乱というものによつて引き起こされた原子力損害というものにつきましては、この法律におきましては、そういうものは原子力事業者自身が「この限りでない」ということで免責されております。従つてこの法律の建前は原子力事業者が一般の人に対して支払う補償金の支払いということが原子力事業者の

損害であるとみなして、その原子力事業者が政府あるいは保険会社が金を払うという形になっておりますから、原子力事業者自身が免責されてしまひますと、これは政府も保険会社の方も何も責任を負つてくれないということ、異常に巨大な天然地変あるいは社会的動乱によつて引き起こされた原子力事故というものは、だれも責任の負い手がないのだということでもございまして。何といひますか、これは天然地変だからしようがないというお考えなのかも知れませんが、天然地変とは申しましても、原子炉というものがなかつたた仮定いたしましたら、原子力事故というものは起こらないのでございまして。そういう意味で、原子炉の事故というものは、これはあくまで人災的なもの、しかも原子炉の周辺の地域の住民というものは原子炉によつて直接何も利益を得られないのでございまして、そういうものの立場から申しますと、はなはだ迷惑千萬な天然地変であるというふうな申し上げざるを得ないのでございまして。で何と申しますか、この法律には最初目的というのが、第三者の保護、原子力事業者の健全育成、これが二つの大きな目的になつておる。それであまり大きな損害まで原子力事業者が持たせるといふことは、原子力事業者の健全育成といふこととどうも相反して工合が悪いということであらば、そういうことをおきめになつた政府において異常に巨大な天然地変による原子力損害というものは賠償されるということをおわれわれは強く要望する次第であります。

以上がこの法案自体に関する問題点でございますが、その次にこの法案が

施行されます、あるいは施行以前に必要となる諸問題につき申し上げます。先ほどこの法律案が実効があつて、被害者に対して現実に金が払われるためには周辺地住民の放射線管理、それから被害を受ける可能性のある地域に對しての放射線の管理、それから事故が發生したのちに何らかの障害が起つたならば、それは放射線障害とみなすのだから、この法律案が実効するに必要なのは、この法律を定めるところに必要に三つの柱のようなものであると申し上げたわけでございます。そのほかにも事故が起つたときには損害をできるだけ少なく食いとめる措置といふものは、これはぜひとも必要でございまして。といふことは、これは事故だといふことを発見いたしました、それを付近の民衆に通報する機関、そういうものは現在ございませぬ。そういうものを至急設置する必要があると申します。それから事故が起つたときにやはり逃げなければなりません。その退避を有効に指揮する機関、そういうものは現在ございませぬ。そういうものを至急整備しなければならぬ。さらに大事なことは、こういう機関でございまして。たとえば、事故の認定とかあるいは事故の通報とか、事故の退避を指揮する機関とか、あるいは住民の被曝線量及び健康を管理する機関とか、そういうものは単に原子力事業者、原研なりにまかされたのでは工合が悪いということと申します。といふことは、原研とか、原子力事業者はそういう事故が起つてからでございます。ですから事故が起つてからか、何といひますか、そんなことはないと思ひますけれども、なるべく損害は少なくしようとい

か、くさいものにはふたをしようといふ傾向があるわけでございます。ですから、そういう機関は原研とか、原子力事業者以外の第三者によつて作らなければならぬ、そういうことでございまして。これは、第三者によつて作らな

いといふことは、これはたとえば放射線のおそろしさという本を書いたラップという人の言葉によれば、裁判官と被告人は同一人であるような関係に過ぎないからだと、そういうふうな説明されておられます。そういう関係について申し上げますと、この法律の中で、原子炉損害賠償が起つた場合、そうしてそれに関連して紛争が起つた、それを審査する機関として損害賠償紛争審査会というものを設けておられます。この法案によりまして、これが科学技術庁の付属機関となつておられます。今申しましたように、原子力事業者の側に立つといつては語弊がありますけれども、原子力の開発を推進する側でございまして。従つて、厳密な意味では第三者にはならぬ。これをたとえて申しますと、その付属機関に紛争審査会を設けるといふことは、第三者にとつて著しく公平を欠く措置であるといふことは、先ほどのたとえで申しますと、何といひますか、どろぼうの子分が裁判官であるといふようなものと同じ関係になるわけでございます。以上事故が起つた場合損害をできるだけ少なく食いとめる措置について御説明したわけでありまして。

さらに大事なことは、事故を起さないようにするといふことが非常に大事であります。そのためには何といひますか、現在原子炉をいろいろ認可す

る場合には、種々の安全審査部会がございまして、そこで審査するわけでございます。安全審査に関する明確な基準、敷地に関する明確な基準ができておりません。非常に残念でございますが、そういうものができておりません。こういうものは至急作る必要がございます。ということは、そういうものがございませんままに原子炉はだんだん置かれてきております。ですから東海村には現在すでに世界に例をみないほどたくさん原子炉が集中しつつあるわけでございます。原子炉の安全審査というものは一基ごとに行なわれるわけでありまして、それが全体たくさん集まってきたらどういふふうになるかということと判断する個所がないのであります。これは敷地安全審査基準というものを設けないことから出てくる必然的な結果であります。そういうものを作らなければならぬ。それから万一事故が起こったときに、その敷地に人がいなくなったら全然災害が起こらぬわけでございます。そういう意味において、敷地というものは非常に大きな安全装置になるわけでありまして、そういう意味において、原子炉の置かれた周辺を整備する、これは整備するという意味にはいろいろございまして、原子炉都市にするのが一つの整備であります。それからまわりをグリーン・ベルトにするのも一つの整備であります。われわれはその際に事故を抑えるのが一つの整備であります。しかも少ない方へ押えた方がいいんじゃないか。そういうふうな措置は有効にとらなければならぬ、そういうふうな考えをしております。

最後に、私先ほど申しましたように、第二者の立場でございまして、第二者に関する補償がこの法案から除かれておるといふことについて一言申し上げたいと思っております。

その点につきまして、こういう第二者の安全体制及び補償という問題につきましてわれわれの根本的な考え方というものをまず申し上げますと、それは国際放射線防護委員会——ICRPと申しておりますが——というものがございまして、そういうのから放射線に関する勧告が出ております。それによりますと、放射線というものはいかに微量であっても何らかの障害を起こす可能性はあるのだ、つまり、放射線に関する下限はないというのが最近の考え方になりつつございまして、と申しますことは、昔は放射線について許容量という考え方があった。ここまでであった。だんだん許容量という考え方が後退して参りまして、われわれのような従業者にとりましては、結局何らかの障害の起こる可能性はあるけれども、それと仕事をやっていく利益、その利益との比較において考慮するようなものである。だから、放射線というものはこれ以上当たたらもういかぬのだ、そういう意味で最下限というふうな押えられております。昔のようにこれだけ当たたらいいのだという値ではなくなりつつあるわけでありまして、そういうことからいふと、できるだけ放射線に当たる機会を少なくする。放射線障害に関する危険性が多少とも考えら

れる場合には、予防的な補償が常にとられなければならぬ。それがわれわれの考え方の根本的なものでございまして、

以下、三つの点に分けて、第二者のことを申し上げます。

まず第一番に、補償々々という場合に、安全体制が確立されなければならぬということでございます。安全体制を確立いたしますためには、これは先ほど第三者のところで申し上げましたことと全く同じことと申して、事故に関する監視所を作るとか所員への通報、待避する場合の指揮とか、そういうふうな体制を確立するということが必要でございます。これは使用者だけにまかせておけませんので、労使双方で選出された委員会からなる機関において十分に検討、対策を講じなければならぬということを考へておるのでございます。しかも、東海村というところは現在、先ほど申し上げた例を見ないほど密集しつつある傾向にある。しかもお隣には米軍射撃演習場がございまして、模擬爆弾の投下ということがときどき行なわれておる。そういうような状況は、非常に安全対策にとりまして好ましくない事例でございまして、これらの問題は至急解決されなければならぬ、そういう工合に考えております。

それから第二番目に、先ほどちょっと話に出ました予防補償という問題でございます。予防補償という考え方にございましては、放射線被曝による障害が発生する以前に、常にそれを予防するため予防補償というものは絶対に必要であるという考え方でございまして、

この考え方につきましては、現在原研におきましては、組合側と所側でそれぞれからそれを研究する委員会ができておりまして、それで話し合いをいたしました。そうして意見の一致を見ております。現在理事長に答申案を出しておる段階でございます。その内容といたしましては、三ヶ月以下の放射線につきましては毎月定額手当を出していただく、それ以上につきましては被曝線量に比例した手当を支給するべきである、そういう内容でございます。

三番目は、万一障害が起こりました場合には、その障害に基づいてその補償は完全補償、完全でなければならぬということと申して、で、いわゆる労災法の方で規定されておりました補償には、療養補償それから障害補償その他補償が規定されておるわけでございますが、療養補償はもちろんだことと申して、その障害補償と何とかがかんとかいうやつの中に放射線障害に関する特殊性が織り込まれてこなければいけない。具体的に言いますと、非常にゆっくり出てくるということ。それから障害と放射線被曝との因果関係が画一にしか表わせない。それから最後におそろしい影響が遺伝的に現われてくるというような、こういう特殊性が織り込まれていなければならぬ。従って、たとえば、第二者補償というのにつきましても、請求の権利だけは組合に留保する、そういうことになっております。

このような第二者に関する各種の予防補償あるいは各種の補償、こういうものにつきましても、こういうものを考えますホーム・グラウンドと申しますものは、どうも日本については、原子力のことは後進国であるというところで、外国の先例を取るといふことが多いわけでございますが、先ほどから何ども申し上げておりますように、日本は日本なりの特殊性があるということと申して、そういうことをよく考慮した上で物事を考えていかないと、非常に誤った結果になるのじゃないかということと申し上げたいのでございます。

以上をもちまして一応私の意見の開陳を終わります。

○委員長(鈴木幸弘君) ありがとうございます。

各参考人の御意見の開陳が終わりましたので、これより質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○吉田法晴君 たくさんあるのですが、なるべく要領よく質問をして行きたいのですが、初めに加藤先生から口述をいただきましたので、あるいは金沢先生にお尋ねすることと関連することがあるかと思っておりますが、お尋ねしておきたい。

この法律は、最初加藤先生述べられたように、損害賠償についての特別、そうして無過失賠償責任が課せられておる、こういうことですが、民法七百十七条との関連を述べられました。ところが少しわかりかねるのでお尋ねをしますが、その無過失賠償責任を課しても、注意義務は免除されるわけではない、あるいは制裁機能がなくなってしまう。意見の中には、無過失責任を課すると故意、過失の論証が要らぬのだから、注意義務あるいは制裁的機

能というものが見失われるではないか、こういう意見でございました。これはまあこの不可抗力の範圍と關係があると思ひますけれども、注意義務とそれからその安全基準というものは関連があると思うのですが、ですから七十七七条は瑕疵がこれは推定をされるといひますか、あるいは保証責任が転換されている、この原子力損害賠償法では回避義務あるいは災害の防止義務というものが法律上擬制をされていると、こういう工合に解釈していいものかどうか、まずお尋ねしたいのですが。

○参考人(加藤一郎君) 簡単に申し上げますが、七十七七条の瑕疵についてはいろいろな考え方があると思うのですが、瑕疵というのは災害が起こった以上瑕疵があるのだというふうに見る考え方もないわけではない、しかし民法全体の建前からしますと、やはり瑕疵というの、故意、過失という主観的な要件をいわば瑕疵という形で客観化して、瑕疵があればもう故意、過失は問わないという形にしているように私は思ひますので、瑕疵ということは一応証明しなければならぬ、被害者の方で立証しなければならぬ、事業災害が起こったから当然瑕疵があるという、完全な無過失責任を認めたものではないのではないかとこのように私は考へておられます。

それから無過失責任と注意義務との關係でございますが、これは過失責任のもとですと過失があつては賠償義務を負わされますから、過失のないように非常に注意をするという予防的機能がある、これに対して無過失責任ですと、どうせ注意したって損害賠償とら

れるのだから注意したってむだだといふような考え方もないわけではない、それと責任保險の問題と結びつけまして、たとえば自動車事故の場合に無過失責任にして責任保險でカバーするということになると、これは注意をみんなが怠つて、どうせ賠償はする、賠償はみんな責任保險で払つてもらうということと事故がふえるのじゃないかという意見が外国などでも出されていた例がございます。しかしそれはやはり實際はそうではないので、過失がなくても責任は負わされるということになれば、やはりそもそも事故が起こらないように注意をするという方が自然だろうと思つたので、自動車事故で事故の数がふえたという例も、統計もありませんけれども、これは今まで表に現われなかった小さな事故が保險でカバーされるというので、たくさん表に出てきたというふうなことがありますので、必ずしも事故がふえるということはない、やはり私はそういう厳格な責任、無過失責任というふうな責任を課することは、注意を重からしめ、予防機能を持つというふうな考へておられます。

○吉田法晴君 その次は、この無過失責任と責任制限の問題ですが、無過失責任を課するから無限の責任でなく、責任のある程度の制限をするのは当然じゃないかというふうな議論があり、それからまあこの場合にもあるというお話ですが、ただ政府の説明によると、事業主の責任は青天井ということになりまして、責任制限は事業主についてはないという説明になるのです。實際には保險なり、国の補償限度というものが五十億でありますから、

そういうもので實際には機能的に責任が制限されるかも知れぬが、その辺の關係はどういう工合になるのでしょうか。それからもう一つ無過失責任だから責任制限をするのは当然だという議論が、實際日本の場合に企業の存立ということと理由になつて制限されておる、そうすると企業の中には、これは原子力企業ではないかもしれませんが、日本の中小企業の存立というものもあり、それから先生の言われるような権利意識の低さとかいろいろなものがある、代替的なものも得やすい云々ということもあつて、責任が非常に低く定められる、責任制限が、というのが一般じゃないかと思つたのです。そういう意味で、無過失責任だから責任制限をしてもいいという議論には、日本の場合には弊害が起こるのじゃないか、現に自動車損害賠償保險を受ける等があるんじゃないかという考へ方をしますが、その責任制限についてのお考へと、この原子力賠償法の考へ方をお尋ねしたいのです。

○参考人(加藤一郎君) 責任制限という考へ方は、ほんとうに事業者に全く責めるべき点がないということで、責任を負わしてその事業をつぶしては困るだろうという考へが基礎になつていふと思つたのです。その点については問題が二つあるように思つたのです。一つの責任制限は、かりに設けるとすれば、どの金額の責任制限にする、この点は今御指摘のありましたように、わが国では低くきめられる危険があるということがございます。たとえば自動車の場合には、五十万円というものが一応責任保險の限度でございますが、

それをそのままかりに責任制限の方に持つていきますと、死んだ場合にも五十万円ということと非常に安くなつてしまつて、それは問題があるので、ですから責任制限を設けるとすれば、それは妥当な金額でなければならぬ。たとえば原子力損害の場合を考へますと、五十億円という保險の限度で責任を制限して、あとは国にまかせるといふ行き方もございますし、これはイギリスあるいはスイスとつていう型でございますが、それに対して西ドイツやアメリカについては、ほかの方からもお話のありましたように、國の補償も含めて、つまり責任保險限度の上に國の補償の、これはアメリカではさつきお話のあつたような五億ドル、千八百億、ドイツでは五億マルク、四百五十億円というふうな國の補償義務をきめていられるわけですが、それを加えた全体の金額のところでは責任制限を置いて、そういう二つの行き方があるわけですが、わが国でかりに責任制限を置くとすれば、五十億で置いて、あと国にまかせるか、あるいは國の補償義務というものを数億億円、あるいは千億円というふうなきめなると思つたのです。

それから責任制限についての第二の問題は、無過失ならば確かに責任制限を置いていい、しかし少なくとも事業者に故意があつた場合はもちろんのこと、重過失あるいは過失がある場合に責任制限をするというのをおかしいではないか、それは憲法違反にもなる、つまり本来持つておる損害賠償請求権を失わせるわけですから、憲法違反になるおそれもあるという議論があるわけでありまして、しかし故意については責任制限を置くのはこれは問題としまして、重過失あるいは過失については、これは責任制限の限度額との關係というふうなことで、必ずしも一概に違憲とは言えないと思つたのです。たとえば、いわゆる、船が沈没した場合に、船主が荷主に対して損害賠償の義務を負う場合がありますが、その場合に、いわゆる免責交付というのがございます、それで賠償は免れさせます。それは船と荷主とが一種の運命共同体みたいな關係に立つわけですから、そこで責任を打ち切つておるわけでありまして、責任制限が、金額とか、性質などによつて合理的であるならば、これは必ずしも憲法違反でもないし、また、事情によつてはそれを設けるのが妥当な場合もあるであろうといふふうに思ひます。現に、今の各國の例を見ましても、原子力災害については責任制限を設けておるのであります、こういう特殊な事故については責任制限を設けるのが合理的ではないかというふうに思われるわけであり

○吉田法晴君 同じ問題について金沢先生にお尋ねをしたのですが、責任制限の制度があるということ、それから事業主の責任は青天井ということとは、これは、この法律の中ではどうなつておるかという点を今お尋ねしたのですが、加藤先生は、自動車損害賠償保險のように、責任は普通の場合無責任だ、ただ保險で担保するのは、五十万円なら五十万円、補償する。その場合には、責任は青天井だが、保險なりあるいは補償の限度が五十万円だ

るわけでありまして、しかし故意については責任制限を置くのはこれは問題としまして、重過失あるいは過失については、これは責任制限の限度額との關係というふうなことで、必ずしも一概に違憲とは言えないと思つたのです。たとえば、いわゆる、船が沈没した場合に、船主が荷主に対して損害賠償の義務を負う場合がありますが、その場合に、いわゆる免責交付というのがございます、それで賠償は免れさせます。それは船と荷主とが一種の運命共同体みたいな關係に立つわけですから、そこで責任を打ち切つておるわけでありまして、責任制限が、金額とか、性質などによつて合理的であるならば、これは必ずしも憲法違反でもないし、また、事情によつてはそれを設けるのが妥当な場合もあるであろうといふふうに思ひます。現に、今の各國の例を見ましても、原子力災害については責任制限を設けておるのであります、こういう特殊な事故については責任制限を設けるのが合理的ではないかというふうに思われるわけであり



というお話であったのじゃないかと思  
うのですが、先ほど、責任制限も認め  
ながら、それからこの法律の場合に、  
事業主の責任は青天井とおっしゃい  
ました、その辺は、何と、いいま  
すか、委員をされた、それから法律に  
ついて感想をお持ちでしょうか、この  
法律、どういう工合に考えているかと  
いうことをお尋ねしたいと思います。

○参考人(金沢良雄君) たいまの点  
でございますが、この法律の考え方及  
びその条文からいいますと、事業者  
の責任は青天井ということになってお  
ります。それは三条では、無過失責任  
と責任集中を規定しておりますけれど  
も、責任制限の規定は何もないわけ  
であります。従って青天井である。従っ  
てそこで、しかし賠償措置を講じなけ  
ればならない。これは、この賠償措置の  
考え方というのは、たとえ、今まで  
もあるわけで、これは大したものじゃ  
ございませんが、鉱業法の場合に供託  
制度というものがございませぬ。ああ  
いう考え方もあるわけで、そういう考  
え方の発展と考えてもいいので、しか  
しその場合に賠償措置をするというこ  
とは、何も責任をそこで切ってしまう  
というわけではない。少なくとも五十  
億までは何らかの形で支払い能力を  
持っていてくれということだろうと思  
うのです。従ってこの法律の考え方と  
いたしましては、責任制限がなく、  
賠償措置の限度が五十億、こういうこ  
とでございます。で、この点につきま  
してはいろいろ考え方、議論もあるわ  
けで、先ほど来、加藤先生のお話にも  
ありましたように、また先ほど私も申  
し上げましたように、無過失責任を認  
める、反面では責任限度を設ける方が

いいという考え方は、考え方としては  
あり得るわけです。

○吉田法晴君 これは別の問題です  
が、金沢先生にお尋ねをしたのです  
が、国の補償とそれから援助という  
ものがございませぬ、補償はわかりま  
すが、その援助というのは、これは責任  
とは関係がないのじゃないか。法律的  
な責任にはならぬのじゃないか。それ  
を答申案では、補償とすべきである  
ということ、法律上の責任にすべきだ  
と、こういう意見であったと思うので  
す。その、どれだけ補償するかとい  
うことは、政策的な問題だと、先ほど  
もおっしゃいました。これは損害賠償  
ではありませぬけれども、自然災害と  
いう点で、原子力災害の特徴と似たと  
ころがあると思うのですが、農業共  
済、これは自然の法則がわからない  
で、回避ができない——これは回避の  
努力によって影響も違いますけれども、  
そういう点で似ておると思ひます。農  
業共済では、超異常災害については国  
が全額、それから異常災害については  
も、国とそれから農業共済の保険料で  
まかなう。そこまでは、この法律な  
り、あるいはこの建前についての答申  
と似たところがあります、ところが  
普通災害についても国が半分援助して  
おる。これは政策的な目的だと思ひま  
す。政策的な目的で、どの程度国が援助  
するかということになるなら、これは  
農業について政策的なもの、それ  
から原子力災害の場合と、そのウェー  
トですね、比較するわけにいかぬと思  
ひます。いかぬと思ひますが、農業共  
済で、そういう制度があるということ  
は、これは原子力災害についての国民  
の不安、これは原爆の被害や、あるい

はビキニの経験等からして、国民に強  
いものがあります。そうすると、この  
法律の一番大きな目的である、第三者  
の不安、国民の不安を除く云々とい  
うこと、相対的に、相当強いものでな  
ければならない。そうすると、援助でな  
しに、答申のように補償でなければな  
らぬのじゃないか、こういうことが言  
い得るわけですが、答申を起草され  
た金沢先生としても、他の例を比べな  
すけれども、御所見を承りたいと思  
ひます。

○参考人(金沢良雄君) 農業共済との  
比較論が生まれて、これは非常に基本  
的な問題で、私自身としても興味のある  
点でございますが、根本的に違  
うのは、やはり、たとえ原因が何か、天災  
であったとしても、施設から生ずるも  
のは、これはやはり施設の責任とい  
うわけで、どう言いますか、先ほどこ  
ちらからお話がございましたように、  
これは人災であると言ひますか、で  
ございますから、そこで、必ずしも天災  
の場合に、国のああいふ災害補償が行  
なされるから、直ちに原子力の場合に  
も、そういうことがパラレルに考えら  
れていいというふうにもならないと思  
うのです。だから、結局、一つの人災  
であるというふうな考えていく必要が  
あるのじゃないか。その場合に、援助  
かあるいは補償かという、つまり、  
はつきりと国が法律上義務を負うよう  
な形にするか、ばく然と援助という形  
にするかということなんでしょう。こ  
れが、原子力委員会の専門部会の答申で  
は、はつきりとやはり国の補償体制と  
いうことを確立した方がよからうとい  
うことになっておったわけございま

す。この点はどう皆様御承知かと思  
ひますが、その根本的な考え方には、や  
はり第三者の保護と原子力の平和利用  
を促進するという立場からいけば、や  
はり国のそういった責任体制を明確に  
しておく必要があるということであ  
ったと思ひますのであります。しかし、  
諸般の事情で、そういう従来の考え方  
からいいますと、そういう人災につ  
いての国の補償体制を明確にするとい  
うことは、従来の考え方からいきま  
すこと、非常に異例である。国の補償とい  
うことになれば、やはり租税——国民  
全体の負担の中からそれが出ていくの  
ですから、これは非常に異例である——  
本来、事業者が負担すべきものである  
という考え方に立ちますと、これは異  
例なことになるわけです。そういうよ  
うなことから、おそらくは政府部内  
においてその線を踏み越えることが非常  
にむずかしいというので、この援助と  
いう形に法案ではなつたと思ひます  
わけでありませぬ。

○吉田法晴君 先ほどの一柳さんの口  
述を聞いていて、大へん理解と違つて  
いる重要な点を意見を言ひました、  
その点を金沢さんの意見を確かめてお  
きたいと思ひます。  
十六条の規定には、一柳さんがお  
っしゃる通りに、不可抗力といひま  
すか、異常な天災、それから動乱、地  
震、この異常な災害、天災ですか、そ  
れから内乱等のあれについては、この  
条文は何らとにか適用がない。御指  
摘を伺つて読んでみると、なるほど十  
六条には、三条の規定によつて賠償す  
べき額が賠償措置額をこえ云々と書  
いてございませぬ。私は説明なり何なり見  
ていて、この場合にもこの賠償が、異

常な天災あるいはこの動乱の場合にも  
援助があるかと思つておつたんです  
が、御指摘があつて、よく読み直して  
みると、まさにその通りだと考えざる  
を得ないんです。それについてはどう  
いう措置を講ぜらるべきだと思ひま  
す。

○参考人(金沢良雄君) この異常かつ  
巨大なるという非常にまあ異例な場合  
でございます、この場合は、この場  
合こそいけばほんとうの意味での天災  
だという考え方が強く出てくるので  
はなからうかと思ひます。そうだと  
なると、そういう場合でも極端な  
無過失あるいは結果責任論ということ  
になりますと、もういかなる場合でも  
やはり事業者並びに国にそのあと始末  
を法律上義務づけておくということも  
一つのいき方であり、確かにまあ第三  
者を安心させるための方法としてはそ  
れに越したことはないわけなんです  
ございますが、しかしそういう場合は、ま  
あ結局一種のそれこそほんとうの天災  
であるということになってみますと、  
そういう場合は、今までの従来の災害  
補償、災害復旧というふうな形で国が  
出てくるということも考えられる。だ  
からそういう点でこの十七条というの  
が特にくついているのだらうと思  
ひます。

○吉田法晴君 重ねてその点でおそれ  
入りますが、十六条の国の援助とい  
うのが法的な国の責任がない。まあこの  
法律の目的を達成するため必要がある  
とき、それから国会の議決により政府  
に属せられた権限の範囲内云々とい  
うことはございませぬ、これは政府は補償  
と同じようなまあ実質を実現をしたい

といっているけれども、性質は、十七

条の法律的な責任がなければ性格は救

助と同じになります。先ほど農業の農

業災害を引き合いに出して、適例では

なかったかもしれないけれども、こ

れは責任を帰すべきところのない自然

災害によるまあ損害ですね。あるいは

災害といつてもいいんですが、その場

合にはやはりこれは農民も、一部です

けれども、金額が補償される。もつと

もそれは低いですがね。そうすると

この場合には、十六条の援助よりも

もつと低い、何らの基準がない。一

般的な災害救助法その他では救助

できないものが実際にあります。こ

れは労災について先ほど一柳さんが

お話しになった通りです。そうする

と、救助あるいは拡大の防止に必要な

措置を講ずるものとすると、具体的

内容は何かないわけですか。その点に

ついて災害救助法なり何なりの特則を考

えるというか、これは考えられなけれ

ばならぬ行政的な措置——法律を含め

思われるのであります。○吉田法晴君 もう一つは、先ほど来、損害の範囲、あるいは責任の範囲は民法の一般原則に従って相当因果関係、しかしその相当因果関係が原子力について未知の部分もあってなかなか論証しにくいという問題がある、このうま御指摘等もございましたが、そこで、理論上は直接損害についても間接損害についても、これはその責任の範囲に入ると、こういわれませんが、あなたのお書きになったものにもたしかあったと思うのですけれども、総額が五十億、あるいはそれよりも、総額が五十億、それを直接損害、間接損害、あるいは精神的な損害、それから先ほど一柳さんから話がありました、その土地あるいは家屋その他の広範な被害を考えると、五十億なりあるいはその援助を加えても、その直接損害、間接損害の全部をカバーできないのじゃないか、こういう事態が考えられると、実際に間接損害については補償できにくいのじゃないか。あるいはたとえばその後遺性といいますが、長く継続する障害あるいは被害、第三者のたとえば長崎、広島の被曝者の中で、今日まで療養を続けなければならぬ、あるいは今日に至るもなお転帰を見る人があるわけですが、そういう人たちの療養についての生活とかあるいは費用といふものを含めると、そういうものまで出るかどうか。この一時金といいますが、これは五十億云々ということは一時金でしょうか。そうすると、そういう人たちについては、これは事業についてもそうですけれども、長期給付が必要になる。あるいは年金化ということも考えなければならぬ。そうする

と、基金でも作らなければこの災害について十分の救済はできないのじゃないか、青天井というが、完全の救済ができないのじゃないか、こういう感じがするのですが、その点いかがでしょうか。○参考人(金沢良雄君) 御指摘の点は、まことにものすごく点でございまして、専門部会の審議のときにも資金の配分をどうするか、これは場合によればな損害を優先的にするとか、間接的な損害については後順位にするとか、そういう順位をきめる問題、あるいは一人頭人的損害について幾らというふうな自動車損害賠償法のような行き方、そういう行き方も必要ではなからうかと、このようにも議論になったわけですが、そういう点まで法律で一応エツクしては、そういう向きも見受けられるのでございまして、この法案の考え方としては、実際問題としてそういう点は事故が発生したときに、原子力委員会は政府にも国会にも報告されるし、また結局原子力委員会というふうなものを中心になりまして、あるいはこの法案に定められております原子力損害賠償紛争審査会、これは事務的に審査会という性格になっておりますけれども、それには損害の調査及び評価を行なうというふうな義務もございまして、そういう点で、実際の運営で、そういう点は何らかの形で解決されるのではないかと、この形に期待しているわけなんです。御指摘の点は、理想的に言えば、そういう点も法律で基本ラインを明確にしておくという点は必要であるか、もしないのであれば、実際の問題といたしましては、今申しましたよ

うにこの法案の運営によって、そういう問題を考慮しながら解決していくという点にはなるかと思われるわけですが。○吉田法晴君 まあ行政委員会的なものにすべきだという意見も出されたけれども、紛争審査会になった。その点についても若干の不満というものも出ましたから、その程度にいたします。が、処理委員会なり、それから増額して一時金の支出という建前ではまかなえないのではなからうか。鉅雪問題については復旧事業というものができておる、これは継続事業でやっておるわけですから、そういうものも必要じゃないかという疑問を持っておる。それから労災問題については、一柳さんから詳細に御意見がございましたが、先生として、私も労災法の適用あるいは災害補償法だけでは足りないのじゃないか。その傷害の認定の問題もございまして、それから長期療養の問題もございまして、それから療養の内容についても、それからあるいは生活保障について十分であるかどうかという点もございまして、意見書も出ておりますけれども、多少具体的にまでなっていないところもございまして、この際御意見をあげば承りたい。

○参考人(金沢良雄君) 根本問題は、労災の場合には労働力の回復というところに中心があるわけでございます。しかし原子力災害一般ということになりますと、単なる労働力の回復ということとでなしに、さらには遺伝的、だから労災の場合は遺伝的損失は、これはカバーできないわけですが、一般的な原子力災害ということになりますと、その従業員に関する遺伝的損害というの

のまでもカバーする必要があるので、大きい問題として出てくるかと思われま。それからこの労災でカバーするかという点は、先ほど申しましたように、その両者によって差異を生ずることのできるだけないようにしていくということが必要でなければ、もし労災の方が労災体系の中で、先進国のように非常に進んでおれば、これは労災にまかしておいても、そういう遺伝的損失はこれは別としていいだろうという考え方も出てくるだろうと思われま。ただ日本の場合には、先ほど一柳さんからお話がありましたように、残っているように思われるわけですが、たとえば長期療養補償というものは、先般のけい肺法の特別法の改正に際して、労災体系の中に組み入れられま。養補償に回していくということもできるようなった。これは放射線障害の場合に非常にいいことで、放射線障害とすることがあるわけなんです、これは非常に一歩を進めたという点を先ほど申しましたのですが、なお問題になるのは、労災の場合には障害が、つまり何らかの形で障害が発生しない、補償の対象にならない、ところが御承知のように放射線障害といふものは、いつ出てくるかわからないというふうな状態、その場合にはいわば健康管理といふ必要が、そういうことが非常に必要になってくる。それはそれが一体その費用を持つのかということ、放射線障害の場合には問題になるわけ

す。ですからこういう点について、労働の取り扱問題になるかもしれないが、なお、今後考えるべき問題があるかと思ひます。

それから、先ほど一柳さんのおっしゃいましたように、因果関係の証明が非常にむずかしい。そこで、たとえばフランスの労働でございましたか、一定の期間勤務して、そうしてこういう症状が発生すれば、それはそういう因果関係ありとみなして、反証のない限り推定ですね、推定して、その労働を免れさせるというような考え方もあり得るわけです。ただ日本の場合には、過去の経験が言わば帰納的に、統計的に資料に基づいて、そういう一定の推定規定、あるいはみなす規定というふうなものも設けるといふことも必要にならうかとも思ひますが、今直ちにそういう方法に切りかえていくということについては、なお、関係方面でも異論があるように聞いておりますが、将来はあるいはそういう方法が必要になるかもしれません。

○川上為治君 関連して。今の問題に関連して、金沢先生にちよつと御質問をしたいと思います。この問題、一柳さんの方からいろいろさつきお話をありましたように、どうも、損害補償の対象の範囲というのが非常に狭いじゃないか、もつとこれは広げるべきではないか、たとえば今の問題になりましてこの施設の従業員については、これは一般の労働者について、そしてこの法律の対象になっていない。第三者に対しては、この法律の対象になっていて厚く補償をするというふうな建

前になつていくのか。あるいはまた原子炉以外のものについては、これはこの法律では問題にしていない。ところがそのうちの危険というの相当あるのだ、だからそつちの方の、そういう損害補償の範囲というものをもう少し広げるべきではないかという御意見を伺つたのですが、外国の立法例ですね、そういうのは、その辺はどうか、どういふふうになっておられますか、その点をちよつとお伺ひしたいと思います。

○参考人(金沢良雄君) 最初の労働施設の従業員の関係でございますが、これは含まれていないものも、含めていないものもあるわけです。この考え方は非常にむずかしいのでございまして、この施設の従業員はやはり別だ、第三者とは別のものだという考え方があつたわけですね。これはイギリスの政府の顧問弁護士の人も国際会議で、彼らは彼ら自身の苦痛の上に立っているのだということを言つておつたのです。つまりその考え方は逆に言いますと、施設の従業員はやはり従業員としての施設との関係において第三者と言ひ切れな

れている国についてはどうなるかという点だと思ひます。そんな国の場合には、同じ人間だから、第三者と同じように労働者も人間として保護すべきだという考え方は当然出てくる。日本の場合もやうな中間的なところにあるのじゃないかという気がするわけですね。

それからもう一つ、物理施設の関係でございますが、これはこの法律では二条の二項で先ほど一柳さんから御話があったんですが、私の了解しておるところでは、原子燃料物質の原子核分裂の過程の作用というものがま

論議にも入つたわけですね。そうした場合に、たとえばけい肺の場合は、けい肺のおそれのある場所であつて、けい肺は一回とかあるいは二回とか、あるいは三回とか、こういう身体検査を精密検査をするようになっておるわけなんです。そういう意味では、原子力関係の従業員のほうもそういうのを含めて、職業病としてそれに含めていくのが妥当であるかどうかという問題が一つ、これはあくまでも、一柳さんの御答弁によれば第二者の場合であつて、第三者の場合の個人の補償に対してはどういうふうな考え方を持つべきであるか。

それから一柳さんに御質問申し上げます。これは予防補償という言葉が使われておりますね。これは一般産業で危険手当の意味なのか、あるいはそれ以外に何か特殊な考え方を御持ちになつておられるのか、予防補償という言葉が私にはよくわからないので、一般には、たとえば船乗りにしても、あるいは警官にしても自衛隊にしても、あるいは危険な場所です仕事をする場合には、危険手当というものが一応認められて、それぞれ団体交渉で労働条件を改善しておつて、こういうふうに見ておられる予防補償というものをうたつておられるのかどうか、その点お二人の方に御質問申し上げたいと思ひます。

それから第二点でございしますが、この点につきましては、自然放射能といふゆる事故による放射能との関係なんかで非常にむずかしい問題が出てくる。そこで外国の立法例なんかによりますと、事故が発生した場合に、一定の区域の者は、おおよそその事故によつて被曝すると考えられる区域の者は登録するという制度がございまして、この登録というのは、おおよそは登録する者は一応それによつて被曝されたものとみなすと言ひますか、推定するといふことが法律上の効果として考えられるわけなんです。おおよそそういう措置でもしないと、第三者に記録を取らせておくというふうなことはできません。一方においては、そのモニタリングということが非常に必要だと思ひますが、先ほど一柳さんからの御話のようにモニタリングということが必要だと思ひますが、平生からのモニタリングと事故が発生した場合の登録制度、そういうものが実際としては考えられてくるのではないかと思ひます。

○参考人(一柳勝啓君) 予防補償という点についての御質問であつたわけですが、その予防補償といふものは、いわゆる危険手当というふうなものとは少し性格が違つておられます。と申しますことは、放射線というものはたとえそれがどんな微量でありましても、それが当たりますと、人体に何らかの作用を及ぼすということでありまして、と申しますことは、ちよつと何と言ひますか、専門的な話になりますが、放射線が当たりますと、その人体の組織、これは人体の組織に限らぬ、何でもよろしいのですが、それがイオン化され

るわけです。イオン化されますと、これは非常に寿命の短いものでありまして、それがラジカル、フリー・ラジカルと申しますか、つまり遊離基、日本語で申しますと遊離基、あるいは活性物質のものであります。非常に化合力の強いものであります。そういうものになりまして、そうすると、化程度の強いものでありまして、それがあたりのものと結合していろいろなものができるわけです。そのいろいろなものができ

るわけですが、そういうふうなものが、ある場合には医学的な障害として現在認め得る程度に発現されてくるわけです。それがあつた場合には医学的には認められない程度の発現をしな

るわけですが、そういうふうなものが、ある場合には医学的な障害として現在認め得る程度に発現されてくるわけです。それがあつた場合には医学的には認められない程度の発現をしな

るわけですが、そういうふうなものが、ある場合には医学的な障害として現在認め得る程度に発現されてくるわけです。それがあつた場合には医学的には認められない程度の発現をしな

るわけですが、そういうふうなものが、ある場合には医学的な障害として現在認め得る程度に発現されてくるわけです。それがあつた場合には医学的には認められない程度の発現をしな

るわけですが、そういうふうなものが、ある場合には医学的な障害として現在認め得る程度に発現されてくるわけです。それがあつた場合には医学的には認められない程度の発現をしな

のことは妥当だということがわかつたのですが、先ほど一柳さんから話の、たとえばホット・ラポラトリー、ヴァン・ド・グラフ、こういつたもの問題ですね、こういつた急速中性子、こういつたものも人体に被害を及ぼしますね、こういつたものも、この中に入るのでしょうか。それが一柳参

考人のお話には私は非常に同感するところがある、参考人の間で……

○政府委員(杜文吉君) 放射線の作用というにおきまして、この中に入るといふふうに御理解いただきたいと思ひます。われわれはそういうふう

○政府委員(杜文吉君) 放射線の作用というにおきまして、この中に入るといふふうに御理解いただきたいと思ひます。われわれはそういうふう

○委員(柳勝暗君) つまり個々の原子炉につきまして、こういう立地条件だ、こういう立地条件だ、というより検討

○委員(柳勝暗君) つまり個々の原子炉につきまして、こういう立地条件だ、というより検討

○政府委員(杜文吉君) 放射線の作用というにおきまして、この中に入るといふふうに御理解いただきたいと思ひます。われわれはそういうふう

○委員(柳勝暗君) つまり個々の原子炉につきまして、こういう立地条件だ、というより検討

○委員(柳勝暗君) つまり個々の原子炉につきまして、こういう立地条件だ、というより検討

ております。それからその中で研究室に關する放射線の管理というのをやっております。しかしながら、それが果たして十分であるかどうかという点については、これは私から御答弁する立場にはないと、事實はそういう研究室で保健物理部という組織があつて、そういうものが現状にあるということだけ申し上げさせていただきます。

○横山フク君 もう一つ最後に伺いたいと思うのですが、まあこの原子力損害の賠償に關する法律案では、たとえは対しての保険金という形が基準になつてゐるわけですね、でありますので、対しての中心になつてゐるということはいえらると思ひます。対の置かれてゐるこの管理と

なりまして、原研は一応代表的なものになりまして、そのほかにも対といふものは各所にあるわけですね。そういうところの管理も、私これも何う筋に入るかどうか少し疑問ながら、あえて伺う形になります。まあ横の連絡がおそらくおありになるので、そういう方々から見た角度からいって、そうした対の置かれてゐるところの管理が原研と同じような形において管理がなされてゐるかどうかということをお伺いしたいと思います。

○参考人(柳藤昭君) 今日日本で動いてゐる原子炉を持つてゐるのは原研だけでございます。ですから、よそのところでも動いてゐるかというところは、ちょっと私申し上げる筋合いじゃないと思つて、少なくとも原研につきました保健物理部というのがあつて、われわれのことは一応やってくれてお

ます。しかしながら、まわりの人たちのことは原研とは関係ない——関係ないといふと申し上げますと、はなはだ何といふまいか、あれがおりますが、まあ関係ないわけであつておろしません。それでいふゆる野外モニタリングと申しますか、原研の周囲にとりどころに移動して、車で引張つていくモニタリング車というものがあつて、それを

持つていって計つたことはいけません。しかし、それは住民を保護するという建前で計つたものではございません。これは保健物理部の中で放射能がどういふふうで発散してゐるか、そういう研究のためにやつたことなんでございまして、住民を保護するためにそういうことをやつたといふことはございませ

○横山フク君 あとは別の日に政府委員から伺うことにして、これで私は参考人には……

○牛田寛君 先ほど問題に上がったのですが、原子力損害の定義についてです。一柳参考人から原子炉に關係した物質から起こるところの放射線その他物質による障害といふことであつて、一般の放射性物質による損害は含まれてないという御意見が出たわけですね。で、政府委員の方からの御答弁によりますと、一切の放射性物質が全部含まれるといふふうな意味に伺つたのであります。その点についてきょう御三名の方、おいでになりましたので、金沢先生の方から、私もこの意見書の文章を読みますと、やはりあらゆる放射線障害は含まれてないといふふうな意味がとれるように思つてゐる。その点についてこの文章をどういふふう

に解釈されるか、また一切を含むのならば、これで、この文章で十分であるかどうか、その点についてだけ御意見を伺つておきたいと思ひます。

○参考人(金沢良雄君) すべての、たとえば大学の放射線科で出る放射線といふようなものはここに含まれておらない。で、これは主として原子炉の運転に關連して生ずるもので、原子炉等の規制法によつて規制される原子炉の設置者、運転者、これを中心に考へて、その施設から発生する放射線というものは含まれますが、単なる放射線研究所みないなところでやつておるものは含まれてない。その趣旨は単なるそういうものの場合には、非常に巨大な災害は発生しないであらう、それは放射線障害はあちこちでひよこひよこ出るかもしれないけれども、非常に広範囲にわたつて被害が発生するといふようなことではない。だからそういうものについては、一般の原則で処理したらそれでいいといふ考へであらうかと思ひます。

○横山フク君 ちょっと今に關連して、金沢参考人に伺ひたいのですが、金沢参考人のおっしゃるの、原子炉から発生するその放射線に対する損害だといふお話なんです、原子炉の運転に關する、それに關連してといふこと、私も解釈は妥当だと思つて、先ほどのこの法律の解釈論になるであらうと思つて、その点、ヴァン・デ・グラーフやなんかは原子炉の運転によつて発生するところの放射能といふ形にはならないのじゃないか、あれは原子炉と関係ないのじゃないか、それを政府の方では入つてゐるという解釈でおっしゃつたと思つてお

すが、このところはどうかでございませうか。

○説明員(井上亮君) だいたい議論がどうも私どもの方の答弁がちょっと十分意を尽さなかつた節があつたと思ひますが、補足いたしました。簡潔に御答弁させていただきます。

第二條の問題だと思ひますけれども、第二條で、この「原子炉の運転等」といひまして、災害が起ります範囲の点をここで觸れてゐるわけでございます。第二條にございませうか、ここで一から四号まで一応範囲を掲げておられます。一では、先ほど來議論のありますように、原子炉の運転の場合の問題でございませう。それから二号におきましては、単に原子炉の災害だけではありませう、燃料加工の問題につきましても、燃料加工の過程から生じます災害につきましても、本法の対象になるわけでございます。それから三から四号は第三号でございませう、第三号は燃料を燃焼いたしました、あ

と使用済み燃料といふのができるわけでございますが、その使用済み燃料を再処理いたしますと、もう一ぺん燃料として使えるわけでございます。その再処理の過程といふのは、相当程度その広範なやはり災害の危険性が理論的にあり得るわけでございますので、この燃料の再処理につきましても、本法の対象にいたしておられます。それからなお四号といひまして、該燃料物質の使用といふことをあげておられますが、これは燃料物質を使用いたしました、いろいろな実験装置等に使用して、原子炉のようにならぬ連続的な該分裂を起さなくても、やはり相当の危険のあるようなもの、たとえば臨界実験

装置といわれるものにつきましても、やはり同じように、原子炉ではありませうけれども、本法の対象として、損害賠償の措置を講ずるようなことになつておられます。

なお、以上申しました単に原子炉だけではありませう、原子炉のほか燃料加工、再処理、それからその他燃料の使用といふような、これにさらに加へまして、第二條の最初の行にありませうか、「次の各号に掲げるもの及びこれらに付随してする」運搬、貯蔵、廃棄といふようなところまで、すべて本法の対象にいたしてゐるわけでございます。ただ、最後に一言だけお答えいたしますと、一柳さんが御指摘されました点は、それに加へましてアイソトープの利用についての措置が抜けてゐるのではないかと、この点をここで書いておられるわけでありませう。この点はまさに仰せの通りアイソトープの問題につきましても、一柳木法の対象外といふことにはいたしてゐるわけでございます。この趣旨につきましても、先ほど金沢先生からおっしゃいましたように、要するにやはり広範な従業員災害は一応別途に考へるといふ立場でございませう、別措置するといふ立場でございませう、一柳第三者災害補償、周辺の住民に相当巨大な災害を起す、しかもその事業者が賠償責任能力もないといふような状態、そういう大規模なことを一応前提にいたしてお

りますので、アイソトープの利用についてのみ一柳本法については除外をいたしたといふことでございます。なお、このアイソトープの問題をこの第三者災害補償の対象とするかどうかという点につきましても、原子力委員会

の

の中に設置されました災害補償専門部会でも相当慎重な論議をいたしましたし、いろいろ世界各國の例も検討いたしました。世界の各國におきましてもこの点は問題にはなっております。問題にはなっておりますが、一応現行の法体系、アメリカ、イギリス、西独というような点におきましては、一応アイトープは除外するという立場で考えております。日本におきましても、これを入れるべきかどうかという議論をいたしましたのですが、一応その世界の前列その他にもない、かつはまた日本の、参考にいただきましたこの方面の学者先生の御意見を参考として、やはり巨大な災害という点からいいますと、やはりここに列挙いたしました原子炉、加工、再処理等に比べますと、被害の程度が違ふということは一応御愛といえますが、一応落としていただいたわけでございますが、しかしこの点はどこかしらに今後の、私どもも機会あることの検討問題であるというふうに考えております。

それからもう一つは、「直接障害については完全補償であること。」云々と書いてありますが、その点について伺いたかったのですけれども、時間がございませぬから、その点もあとで補足的に文書でもいただけたら一ついただきたい。この法律の欠陥の一つは、たつきさんでございますが、従業員について、損害、障害を労災にまかせておける点に十分な点があるという点一つ、一つの大きな点だと思つて、先ほどいわれましたところ、あるいは補償審議会の従業員補償問題を中心としての報告書にございませぬけれども、衆議院段階での論議を通じて見ても、それから私どもが考へても、たとへば障害が大きく出てくればとにかくですが、最初の段階でそれを転換等については答申の中にも出ていますのですけれども、手だけでなしに、災害を早く防止し、あるいは転換をしたり、それから療養する方法について労災ではやはり十分な点がある。それから長くなつた場合に、今の労災で、これはまあ先ほど金沢さん、昨年の労災補償保険で長期療養給付ができる、長期給付ができるようになったといわれるけれども、その療養の内容についても、これは広島、長崎での原爆被災者、原子病患者についての療養の実態から見ても、今までのあの療養の給付では、あの規定ではまかなえないという点がはつきりしています。

それから長くなりましての、家族を含めての生活保障の点では十分ではない、労災問題もございませぬが、労災問題の中に織り込むべき重点、問題点、それから問題点がどうあつてほしいか、原子力事業に従事せられる従業員としての希望等をはつきり出していただきたいと思つて、それからもう一つは、これは補償の中に入るかどうかわかりませんが、あるいは完全な労働力の回復という点からいふと、あるいは入るかもしれないが、これは炭鉱で、通産省の公務員労働者ですが、爆発にあつて体内に火傷を吸い込む、あるいは相当の火傷をして、二年ほど治療したら出てきたけれども、これは十分の仕事ができません。その将来というものの保証というものがなくなつたわけですね。あるいは公務員労働者としてその将来の不安あるいはそういう問題をどうするかという問題と、これは今の補償じゃなくて、もっと補償問題の範囲を広げなければならぬという問題になるかと思つて、それが、それらの点について具体的に意見をを出していただくことをお願いをいたしておきたいと思つて、

○委員長(柳本亨弘君) 一柳参考人に申し上げます。ただいま吉田委員から申し上げます。ちょっと速記をとめて下さい。〔速記中止〕

○委員長(柳本亨弘君) 速記を始めて下さい。

他に御質疑はございませぬか。——他に御発言がなければ、参考人に対する質疑はこの程度にとどめます。

参考人の方々に一言御礼を申し上げます。本日は大へん長時間にわたりますして貴重な御意見を拝聴してまことにありがとうございます。当委員会といたしましては、本日の御意見を十分参考として今後の審議を進めたいと思つて、どうもまことにありがとうございます。

午後一時三分休憩

午後二時三十分開会

○委員長(柳本亨弘君) これより商工委員会を再開いたします。

委員の異動がありましたので御報告いたします。

先刻横山フク君が委員を辞任され、その補欠として大泉寛三君が委員に選任されました。

○委員長(柳本亨弘君) それではまず、機械類賦払信用保険臨時措置法案を議題とし、質疑を行ないます。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○樺繁夫君 この法律に関連して大臣にお伺いいたします。最近の國際經常収支の問題についてであります。先月もまた八千万ドルを超える赤字を計上しております。この機械の輸入という点について制限をするとか規制をするとかいうようなことについてはお考えになっていませんか。

○國務大臣(椎名悦三郎君) ただいまのところは考えておりません。

○樺繁夫君 設備の過剰投資ということが問題になっているのですが、この法律が成立することによって、中小企業の設備の近代化と機械工業の振興ということが二つを目的としてこの法案が提案をされておるように思つて、こういうことによつても設備の過剰にさらに輪をかけておるようなことになりはしないかという懸念がございませぬから、そういう点についてどうお考えになりますか。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 結論としてはさように考えておりません。なお、設備過剰投資の問題でございますが、大体において上昇率はもう峠を越したような状況だと思つて、絶対の額はそれほどはもちろんで去年より今年は多にきまつておりますが、三十四年度の前年度比較が三二〇増、三十五年度の前年度比較が三八〇増、三十六年度は大體二〇〇増と、こう考へておりますので、設備投資の上昇率は三十五年度がピークであると、かように考へておりますが、しかしただいま申し上げるように、三十五年度は当初の予想を上回つて三兆をちょっと上回る状況でございまして、これの二〇〇増となりまして、三兆五、六千億ということになりますから、絶対の額はもちろんでありますけれども、上昇率はすでに峠を越したと、かように考へております。機械の賦払いにより従来日本の多種少量生産を、種類少なくて、むしろ多量に一種類のものに作つて、そうして機械の性能を高める、ともにこれを中小企業の設備近代化に役立てようとしておるのでございませぬが、これは余剰投資というふうなことはならない。むしろそれでも近代化が思ったよりおくれをとるといふことになりはしないかといふことを懸念するのでございまして、これによつていわゆる設備過剰というふうなものに拍車をかけるというふうなことは万々ないつもりでおります。

○樺繁夫君 三十五年設備投資の大

体のピークであろう、だから前年度に比較して二〇〇程度の上昇であるからそう警戒を必要としないと、こういう大臣のお見通しのようにあります。そこで三月でありましたか、私ちょっと大臣に中小企業の機械のいわゆる設備近代化、それからいま一つは産業の分野などを確定する必要があると私は思っていたものですから、八幡製鉄が、今中小企業でことに小さい零細な規模の経営でやっておりますポルト生産について、新会社を作る計画のあることを指摘いたしました大臣の御所見を伺いました。その節、あまり突然のことでごさいましたので、お調べをいただいて後、文書によって通産省から御回答をいただいたのであります。その後、聞くところによりますと、高圧機工株式会社と岡野バルブ株式会社とを合併せしめ、そこに八幡が三分の一資本を出資いたしました、今零細企業でやっておりますところのポルト、ナット等の生産を始めよう、これはひとり八幡だけではございませぬ。神戸製鋼、あるいは富士製鉄なども、そのような計画を持っているやに伺いますので、この機会に中小企業に対する当局の見解をただしたいと思っておりますが、この八幡で計画されております新会社によって高張力ポルト、高温、高熱に対処いたしますポルトの生産をするための新会社を八幡が資本金の三分の一を出資いたしました、最近新しい機械購入のために、それぞれ人を外国に派遣しております。こういうことによつて新たな機械が外国から輸入されるそのことによつて、現在それを専業といたします中小企業、零細な企業も入っておりますが、こういう

業種の人たちの生産の分野というものが大資本によつて圧迫される、こういう事態が起こってくるのではないかと警戒をいたしておりますが、こういう事態に対して通産当局はどのような指導の方針を持っておられるか、このことについて伺いたいと思つております。

とによりまして、福岡県の行橋で月産三百トン生産の工場を作り、第二次計画として需要地に近いところ、大田東京、大阪と推定されるのであります。第二次計画として大阪に三百トン、東京で三百トンの計画を持っておりますということが伝えられるのであります。同様のことが神戸製鋼におきましても、さらに富士製鉄、鋼管等におきまして、そういうことになりまして、たゞいま局長御指摘の通り、年間一七、八千トン、これは製品にして一七、八千トン程度だと思つて、そういう大企業が、零細な企業がやっておりますような製品の生産にまで手を伸ばすというようなことが、一方においては具体的な計画が進み、さらに二次、三次の計画が伝わつておるものですか、大へん業界では警戒をし、心配をいたしておりますので、重ねてお尋ねをいたしたわけであります。重ねてお尋ねが出たきました際の通産当局の行政指導の確固たる方針を伺いたいと思つて、重ねてお尋ねするわけであります。

○國務大臣(椎名悦三郎君) よく大メーカーが二次、三次の方までどんどん入り込んできて分野を乱すというようなことを聞くのでございませぬ、そういう懸念はない、新分野を開拓するためには、どうしても既存の中小業者では相当の危険もあり、いわゆるイニシアルコストも相当かかるといふような点からやはりそれ相当の理由があるのであるといふようなことがわかりまして、そういう事例は、私は幸いにしてまだぶつかつておらないのでございませぬが、今これに対する方針をお伺いにな

りました、われわれとしましては、これは明確に分野を守つていかなければならぬ。そうしていやしくも原料メーカーが、みだりに二次、三次方面に入り込んで、業界のせつかくできておる秩序を攪乱することは、これは絶対に避くべきである、かように考え、そういう方針のもとに指導して参りましたと考えております。

○樺葉夫君 大臣の御答弁で、一次メーカーが、二次製品、三次製品にまで進出をして、既存の生産体系というものを攪乱することのないようにという御方針はわかりました。そこで、これは八幡さんにえらい失礼ですが、八幡の名前が出ておりますので、重ねて申し上げるわけであります。八幡とか、富士とかいふような日本代表的な製鉄メーカーが、この二次製品、三次製品の生産に直接から部分の資金を投することによって行なう場合の指導につきましては、いかがなものでしょうか。

○樺葉夫君 前回、たゞいま局長からお答えいただきましたような文書回答を頂戴いたしました。その後私の調査いたしましたところでは、当時、当面月産七十トン、将来の計画として百五十トン程度のものをやる計画のようだとお伺いするものでございませぬが、新しい機械を外国から購入するこ

とによりまして、福岡県の行橋で月産三百トン生産の工場を作り、第二次計画として需要地に近いところ、大田東京、大阪と推定されるのであります。第二次計画として大阪に三百トン、東京で三百トンの計画を持っておりますということが伝えられるのであります。同様のことが神戸製鋼におきましても、さらに富士製鉄、鋼管等におきまして、そういうことになりまして、たゞいま局長御指摘の通り、年間一七、八千トン、これは製品にして一七、八千トン程度だと思つて、そういう大企業が、零細な企業がやっておりますような製品の生産にまで手を伸ばすというようなことが、一方においては具体的な計画が進み、さらに二次、三次の計画が伝わつておるものですか、大へん業界では警戒をし、心配をいたしておりますので、重ねてお尋ねをいたしたわけであります。重ねてお尋ねが出たきました際の通産当局の行政指導の確固たる方針を伺いたいと思つて、重ねてお尋ねするわけであります。

○國務大臣(椎名悦三郎君) よく大メーカーが二次、三次の方までどんどん入り込んできて分野を乱すというようなことを聞くのでございませぬ、そういう懸念はない、新分野を開拓するためには、どうしても既存の中小業者では相当の危険もあり、いわゆるイニシアルコストも相当かかるといふような点からやはりそれ相当の理由があるのであるといふようなことがわかりまして、そういう事例は、私は幸いにしてまだぶつかつておらないのでございませぬが、今これに対する方針をお伺いにな

りました、われわれとしましては、これは明確に分野を守つていかなければならぬ。そうしていやしくも原料メーカーが、みだりに二次、三次方面に入り込んで、業界のせつかくできておる秩序を攪乱することは、これは絶対に避くべきである、かように考え、そういう方針のもとに指導して参りましたと考えております。

○樺葉夫君 中小企業では、新たな研究等を要するので、資金的にも無理がある。この企業化することができないという段階において、この研究などのために大企業が力を入れられるということであれば、これは承はできるものでありますけれども、現にたゞいま申します高張力ポルトなんというものは、既存の業者で製造をしておるわけでありませぬ。たゞ欧米において、もっと近代的な設備がございませぬために、そういうものを輸入をして、そうして近代化するというのが、単独の資本をもつてしては困難であるという状況にあるのであります。で、本法の趣旨から申しましても、そういう事態のときには、大きな輸入になって、国際収支の上にも影響があるといふふうなことになるわけでありませぬ、大資本の大経営の会社において輸入を許されるようなものであるならば、既存の中小企業等協同組合を組織して、それから、そういうところが協同をして、そうして設備の近代化を促進するためにも、外国からかくかくの機械を輸入したいといふような計画を持ちます際には、大企業の方にそういうことを許さないで、中小企業によつて組織され

ておる協同組合の協同化を推進する意味において、政府としてはそういうことに援助をする、指導をするという方途を講ぜらるべきではないかと私は思うのでありますが、御見解いかがなものでしょう。

○政府委員(佐橋滋君) 中小企業でいろいろの品種を作っておるわけでありますが、そういうものを逐次高性能のものあるいは価格の安いものを作る方向へ馴致するのがわれわれの役目だと考えておるわけでありまして、従来のままで終始しておられたのでは、機械工業は総合工業でありますので、部品等が進まなければ、機械全体の性能もあがらないわけでありまして、そういう新しい機械というふうなものを、買う踏み切りに、あるいは大企業がリースする点を負ってやるとか、いうようなことで、先ほどちょっと申しましたが、糸口をつける意味において、初めはそういうことがあり得ると思えますが、あとのそれ以降の場合には、ただいま先生が御指摘のように、従来の分野で協同化が進んでおるといふような場合には、当然そういうものが、優先的にそういう新しい機械を購入して、設備を近代化していくというのが当然の行き方であると思えます。それに、こういう中小企業が現在作っておられますような製品は、大企業がやるに適しないものが多いと思えますので、そういう点におきましても、ただいま先生御指摘のような方向に、既存の中小企業の協同化のための機械だとかというような形で、輸入する方を優先的に扱って参りたい、こういうふうに考えております。

の程度にいたしました。本法についての疑点を二、三お尋ねをいたしますが、この第一条の目的で、「中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興に資することを目的とする。」とございまして、これはいずれに重点を置いて運用するおつもりでしょうか。

○政府委員(佐橋滋君) われわれはこの法律を、「及び」で、両方をつないでおりますように、両方を同列に考えておるわけでありまして、と申しますのは、この機械類賦払信用保険を実施することによりまして、機械工業のいわゆる多品種少量生産をやめまして、できるだけ専門化して、良質なものをコスト・ダウンさせるといふことを一つの大きなねらいと考えておるわけでありまして、

○政府委員(佐橋滋君) 今需要を、先生が三千億と言われましたが、われわれが考えておりますのは、金属工作機械が三十六年度、大体六百八十億、それから鍛圧機械が百三十億、それから建設機械が七百六十億と、大体、まあ国内生産は千五百億と考えております。で、これにさらに輸入を予定しておりますわけでありまして、輸入は金属工作機械が大体四百億、それから鍛圧機械が、国内生産と同額の百三十億、それから土建機械が五十億と、結局まあ二千二、三百億——二千二百億ぐらいの——若干輸出がありますが、二千二百億ぐらいの需要と、われわれは三十六年度はそういうふうな想定いたしております。

○樺葉夫君 資本金は五億以下、本法でいう中小企業とは、大体、そういうところに目安を置くと、こう御説明であります。これは政府の御見解として、中小企業を資本金五億以下ということになるのは、これは政府として、統一した御見解ではございませんか。それともただ、本法を適用する対象としてのみお考えになる範囲でしょうか。大臣にお尋ねいたします。

○樺葉夫君 関連でありますから、この程度にいたしました。本法についての疑点を二、三お尋ねをいたしますが、この第一条の目的で、「中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興に資することを目的とする。」とございまして、これはいずれに重点を置いて運用するおつもりでしょうか。

○政府委員(佐橋滋君) われわれはこの法律を、「及び」で、両方をつないでおりますように、両方を同列に考えておるわけでありまして、と申しますのは、この機械類賦払信用保険を実施することによりまして、機械工業のいわゆる多品種少量生産をやめまして、できるだけ専門化して、良質なものをコスト・ダウンさせるといふことを一つの大きなねらいと考えておるわけでありまして、

○樺葉夫君 重ねてお尋ねいたしますが、大企業でない中堅企業以下の事業体を中小企業設備近代化と、こううたつておるの、法律で解釈いたしますと、大企業と中堅企業との区別は、一体どういふところか。何か目安はあるのでしょうか。その一千万、三百人というふうなことではないにしても、何か目安はございませぬでしょうか。

○政府委員(佐橋滋君) 本法では中小企業の定義をうたっておりませんが、まあわれわれ常識的に中小企業という概念にはまる企業を主として考えておるわけでありまして、ただいま申しましたように、団体法であります、資本金一千万、それから従業員三百人と申しますのは、機械を需要する業者として、きわめて詳細に属するのであります。大部分の、いうところの中小企業の機械工業というのは、資本金千万円以上になっておるのが多いと考えております。まあいうところの大企業でない中堅企業以下を含めた概念と、こういうふうな御了承を願いたいと思ひます。

○樺葉夫君 ここで五億以上が大企業と称するけれども、五億程度の資本金の会社であれば、適産省は今後中小企業というものを、そういうところに目安を今後置かれますか。

○樺葉夫君 関連でありますから、この程度にいたしました。本法についての疑点を二、三お尋ねをいたしますが、この第一条の目的で、「中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興に資することを目的とする。」とございまして、これはいずれに重点を置いて運用するおつもりでしょうか。

○政府委員(佐橋滋君) われわれはこの法律を、「及び」で、両方をつないでおりますように、両方を同列に考えておるわけでありまして、と申しますのは、この機械類賦払信用保険を実施することによりまして、機械工業のいわゆる多品種少量生産をやめまして、できるだけ専門化して、良質なものをコスト・ダウンさせるといふことを一つの大きなねらいと考えておるわけでありまして、

○樺葉夫君 重ねてお尋ねいたしますが、大企業でない中堅企業以下の事業体を中小企業設備近代化と、こううたつておるの、法律で解釈いたしますと、大企業と中堅企業との区別は、一体どういふところか。何か目安はあるのでしょうか。その一千万、三百人というふうなことではないにしても、何か目安はございませぬでしょうか。

○政府委員(佐橋滋君) 本法では中小企業の定義をうたっておりませんが、まあわれわれ常識的に中小企業という概念にはまる企業を主として考えておるわけでありまして、ただいま申しましたように、団体法であります、資本金一千万、それから従業員三百人と申しますのは、機械を需要する業者として、きわめて詳細に属するのであります。大部分の、いうところの中小企業の機械工業というのは、資本金千万円以上になっておるのが多いと考えております。まあいうところの大企業でない中堅企業以下を含めた概念と、こういうふうな御了承を願いたいと思ひます。

○樺葉夫君 重ねてお尋ねいたしますが、大企業でない中堅企業以下の事業体を中小企業設備近代化と、こううたつておるの、法律で解釈いたしますと、大企業と中堅企業との区別は、一体どういふところか。何か目安はあるのでしょうか。その一千万、三百人というふうなことではないにしても、何か目安はございませぬでしょうか。

○樺葉夫君 関連でありますから、この程度にいたしました。本法についての疑点を二、三お尋ねをいたしますが、この第一条の目的で、「中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興に資することを目的とする。」とございまして、これはいずれに重点を置いて運用するおつもりでしょうか。

○政府委員(佐橋滋君) われわれはこの法律を、「及び」で、両方をつないでおりますように、両方を同列に考えておるわけでありまして、と申しますのは、この機械類賦払信用保険を実施することによりまして、機械工業のいわゆる多品種少量生産をやめまして、できるだけ専門化して、良質なものをコスト・ダウンさせるといふことを一つの大きなねらいと考えておるわけでありまして、

○樺葉夫君 重ねてお尋ねいたしますが、大企業でない中堅企業以下の事業体を中小企業設備近代化と、こううたつておるの、法律で解釈いたしますと、大企業と中堅企業との区別は、一体どういふところか。何か目安はあるのでしょうか。その一千万、三百人というふうなことではないにしても、何か目安はございませぬでしょうか。

○政府委員(佐橋滋君) 本法では中小企業の定義をうたっておりませんが、まあわれわれ常識的に中小企業という概念にはまる企業を主として考えておるわけでありまして、ただいま申しましたように、団体法であります、資本金一千万、それから従業員三百人と申しますのは、機械を需要する業者として、きわめて詳細に属するのであります。大部分の、いうところの中小企業の機械工業というのは、資本金千万円以上になっておるのが多いと考えております。まあいうところの大企業でない中堅企業以下を含めた概念と、こういうふうな御了承を願いたいと思ひます。

○樺葉夫君 重ねてお尋ねいたしますが、大企業でない中堅企業以下の事業体を中小企業設備近代化と、こううたつておるの、法律で解釈いたしますと、大企業と中堅企業との区別は、一体どういふところか。何か目安はあるのでしょうか。その一千万、三百人というふうなことではないにしても、何か目安はございませぬでしょうか。

○樺葉夫君 関連でありますから、この程度にいたしました。本法についての疑点を二、三お尋ねをいたしますが、この第一条の目的で、「中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興に資することを目的とする。」とございまして、これはいずれに重点を置いて運用するおつもりでしょうか。

○政府委員(佐橋滋君) われわれはこの法律を、「及び」で、両方をつないでおりますように、両方を同列に考えておるわけでありまして、と申しますのは、この機械類賦払信用保険を実施することによりまして、機械工業のいわゆる多品種少量生産をやめまして、できるだけ専門化して、良質なものをコスト・ダウンさせるといふことを一つの大きなねらいと考えておるわけでありまして、

○樺葉夫君 重ねてお尋ねいたしますが、大企業でない中堅企業以下の事業体を中小企業設備近代化と、こううたつておるの、法律で解釈いたしますと、大企業と中堅企業との区別は、一体どういふところか。何か目安はあるのでしょうか。その一千万、三百人というふうなことではないにしても、何か目安はございませぬでしょうか。

○政府委員(佐橋滋君) 本法では中小企業の定義をうたっておりませんが、まあわれわれ常識的に中小企業という概念にはまる企業を主として考えておるわけでありまして、ただいま申しましたように、団体法であります、資本金一千万、それから従業員三百人と申しますのは、機械を需要する業者として、きわめて詳細に属するのであります。大部分の、いうところの中小企業の機械工業というのは、資本金千万円以上になっておるのが多いと考えております。まあいうところの大企業でない中堅企業以下を含めた概念と、こういうふうな御了承を願いたいと思ひます。

○樺葉夫君 重ねてお尋ねいたしますが、大企業でない中堅企業以下の事業体を中小企業設備近代化と、こううたつておるの、法律で解釈いたしますと、大企業と中堅企業との区別は、一体どういふところか。何か目安はあるのでしょうか。その一千万、三百人というふうなことではないにしても、何か目安はございませぬでしょうか。

○樺葉夫君 関連でありますから、この程度にいたしました。本法についての疑点を二、三お尋ねをいたしますが、この第一条の目的で、「中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興に資することを目的とする。」とございまして、これはいずれに重点を置いて運用するおつもりでしょうか。

○政府委員(佐橋滋君) われわれはこの法律を、「及び」で、両方をつないでおりますように、両方を同列に考えておるわけでありまして、と申しますのは、この機械類賦払信用保険を実施することによりまして、機械工業のいわゆる多品種少量生産をやめまして、できるだけ専門化して、良質なものをコスト・ダウンさせるといふことを一つの大きなねらいと考えておるわけでありまして、

○樺葉夫君 重ねてお尋ねいたしますが、大企業でない中堅企業以下の事業体を中小企業設備近代化と、こううたつておるの、法律で解釈いたしますと、大企業と中堅企業との区別は、一体どういふところか。何か目安はあるのでしょうか。その一千万、三百人というふうなことではないにしても、何か目安はございませぬでしょうか。

○政府委員(佐橋滋君) 本法では中小企業の定義をうたっておりませんが、まあわれわれ常識的に中小企業という概念にはまる企業を主として考えておるわけでありまして、ただいま申しましたように、団体法であります、資本金一千万、それから従業員三百人と申しますのは、機械を需要する業者として、きわめて詳細に属するのであります。大部分の、いうところの中小企業の機械工業というのは、資本金千万円以上になっておるのが多いと考えております。まあいうところの大企業でない中堅企業以下を含めた概念と、こういうふうな御了承を願いたいと思ひます。

○樺葉夫君 重ねてお尋ねいたしますが、大企業でない中堅企業以下の事業体を中小企業設備近代化と、こううたつておるの、法律で解釈いたしますと、大企業と中堅企業との区別は、一体どういふところか。何か目安はあるのでしょうか。その一千万、三百人というふうなことではないにしても、何か目安はございませぬでしょうか。



らかにされたわけですが、この場合は、本法の適用対象とのみ限定して理解することにはいたしたいと思いが、それでよろしゅうございませうか。

古機械を買っておられるわけでありませう。これはもっと小さくなりませうればなりませう。中古品の機械を入手する割合がずっと大きくなって、三〇〇程度が新品、あとは中古機械を買います。これは大企業、一千人以上の工場になります。六五〇以上が新品で、あと三五〇程度が中古機械を買います。このデータが出ておられるわけでありませう。

○樺繁夫君　ここで先ほど重工業局長から大企業、すなわち、資本金五億以上の企業の、この三機種については三〇〇か四〇〇程度を大企業の需要と見、それ以外の七〇〇か六〇〇程度のもので、三機種については、この一年間中小企業の方で需要するだろう、こういう見通しの御説明をいただいたのですが、大企業の場合と中小企業の場合との設備更新の度合いといひますか、あるいは耐用年数と申しますか、こういうものは非常に開きがあるのではないかと、こう思うのですが、何かそういうものについてお調べになっておられますか。

○政府委員(佐橋滋君)　ただいま御質疑の点であります。現在大企業に対しては、中小企業の設備近代化がはかれておるといふことは、これはもうほとんど常識になっておられます。具体的どの程度おかれておるかというのを数字で表わすのは非常に困難を感じておられるわけでありませうが、われわれが工作機械の設備調査統計によって調べたところによりませうと、いわゆる何といひませうか、三百人以下といひたような企業が、工作機械の新品をどの程度買ひ、中古機械をどの程度買ひ、このデータは持つておられますか、これによりませうと、大体需要のうち百人から三百人ぐらいの企業だと四七・八〇というのが新品を買う比率でありませう、五二・二〇というものが中

○政府委員(佐橋滋君)　ただいま御質疑の点であります。最近年ごとに急激に増加して参つておられます。ただいま先生御指摘のように、新しい道路計画に見合う需要というものを考えておられるわけでありませう。三十五年には大体内の生産は、土建機械につきましては五百五十億であったわけでありませう。三十六年度は、その五割増し以上を期待しておられるわけでありませう。三十七年度に参つておられるわけでありませう。これは一千億になると、われわれの方はこういうふうな概計をしておられるわけでありませう。

○樺繁夫君　毎日新聞の五月十四日の新聞を見ますと、「建設機械ブームに波紋」という見出しで、従来の土木機械などを作つておられる会社のほかに、車両メーカー等が建設機械の製造に進出するということを大きく取り上げて報

○政府委員(佐橋滋君)　土建機械に対する需要は、最近年ごとに急激に増加して参つておられます。ただいま先生御指摘のように、新しい道路計画に見合う需要というものを考えておられるわけでありませう。三十五年には大体内の生産は、土建機械につきましては五百五十億であったわけでありませう。三十六年度は、その五割増し以上を期待しておられるわけでありませう。三十七年度に参つておられるわけでありませう。これは一千億になると、われわれの方はこういうふうな概計をしておられるわけでありませう。

○政府委員(佐橋滋君)　この土建機械に對しては、まあ何といひませうか、最近車両というよりは、むしろ船舶を作つていた業者の陸上部門の強化という形で新しい企画を持つておられるところが多々あるわけでありませうが、この法案でねらつておられるのは、従来のメーカーの、まあいろいろの品種を作つておられるものを単純化して、いわゆる品質の良質化と価格の低廉化をねらつておられるわけでありませう。現在土建機械を作つておられるのが百三、四十はあると思ひませうが、そういう方々の中で、需要者としての中小企業向けのある特定の機械を取り上げて、それに保険を付する、こういう考え方でありますので、必ずしも先生御指摘のようにならぬと考へておられる大企業の擁護というふうなことは考へておられないわけでありませう。

○樺繁夫君　そういたしますと、建設機械の需要者、購入先、どういふ点——これは土建業者になると思ふのでありませうが、そういうことにならうと思ふのでありませうが、どういふところか、購入の見込み先であるかというところについて推定しておられますか。

○政府委員(佐橋滋君)　これは土建業者が建設機械の一番大きな需要家でありませう。われわれは、その土建業者で、新設の建設機械を購入するのに即金では非常に困難を生ずるといふような中小の土建業者といったようなものを主として考へておられるわけでありませう。

○政府委員(佐橋滋君)　先ほど五億以下を、この本法の対象にして考へると申上げましたが、これは普通は、もちろん先ほど先生の御指摘のように、一千万の資本金、三百人以下の従業員という中小企業を主として考へておられるわけでありませうが、この法案ではそれ以上の、いわゆるわれわれが中堅企業と申しますのも、この法律として割賦の損失補償の対象にしようとして考へておられますので、先ほど資本金五億と申し上げましたが、われわれはそこまで一億から五億ぐらいの資本金のところを、いってみれば中堅企業と考へておりますので、それをこの法律案では除外する趣旨でないといふことを、まあ言ひたかつたわけでありませう。

○樺繁夫君　除外する趣旨ではないが、重点はやはりまあ小さいところに需要があれば、そういうところを優先的に考へていく、運用をする、こういうわけですね。

○政府委員(佐橋滋君)　その通りであります。

○樺繁夫君　重ねてお尋ねをいたしま

道してありますが、この割賦保険法が成立をいたしますと、中小企業は設備を近代化するために、この保険を活用する、そうして、もしも不況その他によって、割賦払いがでなくなつたときに、この保険をつけて、製造メーカーに政府が補償をして上げる、こういうのがこの法律の趣旨だと、こう思ひませう。設備近代化のおかれては、中小企業にとつても、やや福音となりませうけれども、考へようによりませうと、建設機械を作つておられる大きいメーカーの——それこそ大きいメーカーの保護、補償ということが、これは重点になつておられるように考へられますが、どういふことか。

○政府委員(佐橋滋君)　この土建機械に對しては、まあ何といひませうか、最近車両というよりは、むしろ船舶を作つていた業者の陸上部門の強化という形で新しい企画を持つておられるところが多々あるわけでありませうが、この法案でねらつておられるのは、従来のメーカーの、まあいろいろの品種を作つておられるものを単純化して、いわゆる品質の良質化と価格の低廉化をねらつておられるわけでありませう。現在土建機械を作つておられるのが百三、四十はあると思ひませうが、そういう方々の中で、需要者としての中小企業向けのある特定の機械を取り上げて、それに保険を付する、こういう考え方でありますので、必ずしも先生御指摘のようにならぬと考へておられる大企業の擁護というふうなことは考へておられないわけでありませう。

○樺繁夫君　そういたしますと、建設機械の需要者、購入先、どういふ点——これは土建業者になると思ふのでありませうが、そういうことにならうと思ふのでありませうが、どういふところか、購入の見込み先であるかというところについて推定しておられますか。

○政府委員(佐橋滋君)　これは土建業者が建設機械の一番大きな需要家でありませう。われわれは、その土建業者で、新設の建設機械を購入するのに即金では非常に困難を生ずるといふような中小の土建業者といったようなものを主として考へておられるわけでありませう。

○樺繁夫君　その中小の土建業者といふのが、資本金五億以下と、こういうことにならうと思ふのでありませうか。

○政府委員(佐橋滋君)　先ほど五億以下を、この本法の対象にして考へると申上げましたが、これは普通は、もちろん先ほど先生の御指摘のように、一千万の資本金、三百人以下の従業員という中小企業を主として考へておられるわけでありませうが、この法案ではそれ以上の、いわゆるわれわれが中堅企業と申しますのも、この法律として割賦の損失補償の対象にしようとして考へておられますので、先ほど資本金五億と申し上げましたが、われわれはそこまで一億から五億ぐらいの資本金のところを、いってみれば中堅企業と考へておりますので、それをこの法律案では除外する趣旨でないといふことを、まあ言ひたかつたわけでありませう。

○樺繁夫君　除外する趣旨ではないが、重点はやはりまあ小さいところに需要があれば、そういうところを優先的に考へていく、運用をする、こういうわけですね。

○政府委員(佐橋滋君)　その通りであります。

○樺繁夫君　重ねてお尋ねをいたしま

す、工作機械、鍛圧機械、建設機械、この三機種に限るといふことが政令にゆだねられておられますが、これと衆議院で御審議中の割賦販売法との関係、これは三機種は、割賦販売の場合の對象の機種に指定されませうか。

○政府委員(佐橋滋君)　割賦販売法は、御承知のように割賦取引の秩序を確立するための法律でありませう。私の方は現在御審議を願つておられます法律は、機械の専門化と中小企業の設備近代化に資するために、むしろ割賦販売を促進をして、その目的に合致させよう、こういうふうにならうと思ひませうし、それから割賦販売法が主として考へておられる対象は、いわゆる消費者保護と言ひませうか、ねらいは耐久消費財を主として考へておられるわけでありませうが、われわれの法律で考へておられるのは、いわゆるメーカーの設備機械の割賦販売を考へておられるので、ねらい自身は必ずしも合致しないわけでありませうが、本法で適用されます予定にしておられる三機種が、必ずしも割賦販売法で指定されるとは限りませうが、これは両方、施行後その必要があれば関係方面と折衝の上、割賦販売法にも指定するといふことがあり得ると思ひませうが、ここで指定したものが、当然割賦販売法で指定業種になると、こういうふうには考へておられないわけでありませう。

○樺繁夫君　割賦販売法によりませうと、十二カ月になるのか、二十四カ月になるのか、三十六カ月になるのか、かりませうが、最終の代金を完済したときでないといふ所有権が発生しないと推定されるということになつておられるので、これをお尋ねするわけですが、

この場合ですね、やはり割賦販売法と同じように、賦払い契約の最終の払いを済ませなければ所有権は買手のものにならないという考えのもとにこの保険を適用する場合に、一体どういふことになるかということをお尋ねいたします。

○政府委員(佐橋滋君) 本法では、所有権移転の推定規定はないわけですが、普通こういふ設備機械を売り渡すときには、特約でその所有権の移転の時期がお互いの契約で定まるわけでありまして、その機械を引き渡したときに、所有権が移転する場合がありますし、それから最終代金を完済したときに移る場合もあろうかと思ひますが、われわれの方はその場合、いずれでもかまわないというふうで考えておるわけでありまして、この三業種が割賦販売法の指定業種になりますれば、そういった特約がない場合に、ただいま先生御指摘の推定規定が働くということになるわけでありまして、まあ、われわれこういふ大きな機械を売る場合には、当然特約で所有権の移転の時期というものが明瞭にされると思ひますし、もしも指定業種にならない場合には、そういうことは割賦販売を行なうときに、業界に指導をしようとして、こう考えておりますが、まあ、普通の場合には、引き渡したときに所有権が移転する場合も多い、こういうふうで考えております。

○樫繁夫君 所有権の所在、その確定は、個々の契約にゆだねるしかないという意味ですか。  
○政府委員(佐橋滋君) その通りであります。  
○樫繁夫君 重ねてお尋ねをいたしま

すが、三機種が政令によって、この賦払い保険の対象となる。その場合に、中堅企業もさることながら、できるだけ中小企業の設備近代化等に役立てたいということでありまして、お尋ねをいたしますが、この三機種であつても、相当大きな機械であれば、これは大企業が使うと、まあ大体認定される、この程度のものであれば、これは中小企業ないしは先ほど言われました中堅企業で使うんだらうということに、大体常識的に分類されるように思ふのですが、政令策定の際には、そういうふうに建設機械だから、全部この保険の対象にする。工作機械であるから、すべてこの保険の対象にするというふうには考えないで、その種類の、額とかいふようなものによつて、この保険の対象にするということを決める御用意がありますか。

○政府委員(佐橋滋君) このまあ包括保険契約を結ぶときに、政令で定める区分ごとにと、こう書いてあるわけでありまして、たとえばAというメーカーが、旋盤でも五種類作つておる。十八尺旋盤から三尺旋盤まで作つておるといふ場合に、主として中小企業が使うといふのは、大体まあ小型なものでありますので、それをまあ専門化させるために、五品種の旋盤を作つておるときに、三尺旋盤はこの割賦に乗せると、こういうふうにするわけでありまして、で、かりにまあや大きな機械であります。従来はこれはまあ中堅企業以上が主として利用するといふ場合でも、その性能が非常に優秀なために、中小企業にも、こういう機械を使

にそういうものも指定することがあります。得ますが、大部分は中小企業が使う、主として使われる、しかもその近代化に役立つ機種を、たとえば工作機械の中でも選びまして、それを指定するわけでありまして。

○樫繁夫君 よくわかりました。そこでこの機会にお尋ねいたしますが、さしあつて三機種のうち、特に中小企業の設備近代化に役立つようなものを政令によつて指定をいたしたいということとはよくわかりましたが、三機種のほかには、これをさらに広げて、この保険の対象にするお考えはございますか。

○政府委員(佐橋滋君) 御承知のように、この法案は国会で成立いたしますと、七月から施行することになっておりますので、これに對して十八人の定員をつけていただいておりますが、まあ初めての仕事でありますので、初年度であります、いわゆる職務体制の關係と、それから本年度の特別会計の資金が二億ということと、それから保険契約の限度を示されておる関係上、とりあえずこの三業種で発足をして参りまして、自今こういふ中小企業の設備の近代化に役立つと思われるもので、しかもまあ機械工業の専門化体制に役立つといふものに逐次範囲を拡大して参りたい、こういうふうで考えておるわけでありまして。

○小林英三君 ちょっと関連です。今、樫委員の御質問で局長がお答えになつた中に、このたとえば旋盤でいえば四尺、六尺、あるいは十八尺、それ以上のもあるでしょうが、中小企業だからといって、いつでも小さいサイズの機械を使うとはきまらないので、これは中小企業でも、工作機械は、

何でもかなり大きなものも使つているところがたくさんあります。ですから、先ほどお話の五億以下で資本金であれば、どんなサイズの工作機械、鍛造機械、建設機械を使う場合でも、この法案によつて律せられるのじゃないですか、今、サイズによつて何かされるような御答弁があつたのですが、そうじゃないのじゃないですか。

○政府委員(佐橋滋君) 必ずしもサイズによつてきめるというわけではありませんが、中小企業が主として使うという機械をねらつておるわけでありまして、ただいま小林先生の御指摘のように、相当大きな機械でありまして、中小企業にぜひ使わせていきたいというふうなものは、この指定に乗せるつもりであります。

○樫繁夫君 大阪府で機械月賦販売の損失補償制度というのを作つています。最近岡山でも、この例にならつて損失補償の制度が発足するやに伺つております。大阪府の場合は、例の資本金一千万円、従業員三百人以下の中小企業に対して損失を補償することにしておりますが、対象の機械の種類というものは、相当広範にわたつております。そこで、本法が成立いたしました際に、こういう損失補償制度を持つておられます府県との調整については、どうお考えになっておりますか。

○政府委員(佐橋滋君) 今現実に実施をしておりますのは、御指摘のように大阪府であります。大阪府はいわゆるまあほんとうの、ほんとうのといひますか、中小企業に必要な機械のあつせんを、割賦販売のあつせんをやると同時に、その代金の回収不能の損失補償をすることになつておりました、機械自身の範囲も、工作機械、鍛圧機械ばかりでなくて、風水力機械とか、あるいは溶接機械だとか鍍金装置——メッキ装置ですね。といったようなものをやつておるわけでありまして、われわれはこの大阪府の制度と調整をする面が多々あると考へております。と申しますのは、大阪府は、府内の中小企業のを、中小企業を、対象にしておりますので、金額自身も比較的小さな金額であります。これは、たとえばそれを割賦販売をしますメーカーが損失補償と同時に、この政府の国でやります保険と両方かけて、実際の実損をはるかに上回るような損失補償と保険とを受け取るというふうなことがありましては、いかかかと考へますので、そういう点についての調整が要る、こういうふうで考へております。

だから、国でやりますのと両方一緒にかかるということも当然あり得ると思ひますが、今言いましたような保険金の受け取りとか損失補償金の受け取り等の面で、いろいろ調整をする必要があるのじゃないか、こういうふうで考へております。

○樫繁夫君 この私の調べたところによりますと、大阪府は昭和三十三年の四月一日からの制度を創設いたしました、あつせん目標を六億と定め、そうして損失補償をその半額の三億といひたしております。で、制度開設以来の、まだ一年余りですが、この申込件数が三百五十九件に上り、その金額は十一億円になつておりました、あつせんの数には三百十三件、七億九千八百万円、こういうふう非常に成績をあげておるわけでありまして。

そこで、私思いますのに、この法律ができて、損失金額の五〇〇万を、この補てんによって弁済をする、そしてその損失補償の制度を持つ大阪の場合、たまたま一致した際には、さらに五割の補償を受けるというふうなことはめったにないと思うのですけれども、こういう制度を持っていない府県の中小企業との間に、設備近代化のアン・バランスが起ころうとするのは当然でありまして、こういふ制度を持つては、府県でも、この式の損失補償の制度をだんだんと広げていくような指導、並びに予算的な措置を講じて、中小企業の設備近代化に資するように両々相待って進める必要があるのではないかとことを考えます。

そういう点について、御所見いかがなものでしょうか。

○政府委員(佐橋滋君) 何分、現在やっておりますのは、大阪府が充鞭をつけておられるのであります、その実績をよく伺った上で、ただいま申しましたような国での制度との調整をはかって参りたいと思いますが、いずれにしても、都道府県におきまして、管内の業者のために、これに似通った制度を設けられるということは非常に好ましいことだと思っております、御指摘のような方向に推進して参りたい、こういうふうに考えております。

○樫繁夫君 この法案によりますと、中小企業が近代化のための設備を購入する。そうして賦払いをやっていく。それによって、だんだんと能率が上がり、量産ができるようになって、賦払いも、

そうえらいことではないのだ、案になっていくのだということ、この法律の策定がされておるわけですが、私はこの前の機械工業振興臨時措置法の審議の際にも、ちょっと申し上げたのです、保険制度もけっこう、損失補償もけっこうでありまして、近代化のための設備購入の資金について、政府がもっと直接的な援助をする、この方がより必要であるという感じは、今でも持つておるのであります。その際にも申し上げたのですが、開発銀行の金利、現状六分五厘のものを、どうやら大蔵省が強くなりなぬかもわからぬというふうな、当時の時点において御説明があったのですが、その後、外航船舶の利子補給の法律のときは、同じ開発銀行の金を使って六分五厘では高過ぎるから五分にして、そうして、その外航船舶の建造を計画的に推進しようじゃないか。これはけっこうだと思えます、けっこうだと思えますが、外航船舶建造の方は六分五厘の利息が高く、一分五厘政府が利子補給をやつて五分にして、そうして、この中小企業の設備近代化のために融資する開発銀行の金利は、六分五厘じゃ採算が、とれぬから七分五厘にするというところは、どうも私は了承ができかねたのですが、その後の交渉の経過はいかがですか、大臣。

○政府委員(佐橋滋君) われわれも非常に遺憾だと思いますが、大蔵省の理財、銀行等の考え方は、海運あるいは石炭のような、言ってみれば斜陽の産業について、従来の六分五厘という利率を維持する。それ以外のものについては、一般金利にするという強い方針を打ち出されまして、いろいろ折衝を重

ねたのでありますが、中小企業といえども、機械工業はきわめていんしんではないか。資金量がむしろ問題であつて、金利等は、比較的問題にならぬのじゃないかと、あるいは何と云うか、僕の方も非常にどうも、従来六分五厘でやっております、非常に困るわけでありまして、何分政府自身の、いわゆる原資の資金コストと言いましかが上がつておる等の点も考えまして、一分の事実上の引き上げになるといふことをまざるを得なくなつたわけでありまして、その点は、御指摘の通り非常に不満であります、これも情勢やむを得ないと、こういうふうな考えております。

○樫繁夫君 これは局長が答弁されるのは気の毒です。これは大臣一つ、決意のほどを聞かずにいかにぬのですが、開発銀行の利息が六分五厘だった、中小企業設備近代化のために融資するといふのは、それを今度は七分五厘に引き上げる、コストが高うつておるからと、こういうことで、どうも上がりそうなのだが、外航船舶の利子の補給を一分五厘やつて、そうして、実際は五分にして、船舶建造というものを計画推進しよう。これはまあいい、いいのだけれども、その基準は、やはり六分五厘なんだ。それを中小企業の設備近代化のための開発銀行の同じ金の利息が、ことしからわざわざこう一分上がるといふようなことは、私はこの法律で、いろいろうたつてありますけれども、中小企業の設備近代化のために政府の腰が、一体どこまであるのかというのを疑わざるを得ない。もう少しこれは通産大臣、佐橋さんだけ苦し

い答弁してはだめですよ。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 局長からお話を申し上げたんですが、斜陽産業と違つて、とにかく今の機械工業はいんしん、成長産業である。金利体系等からいっても、ぜひこの際はこのことで、資金量は、そのかわり考えてくれるというところにいたしました、数倍—たしか五倍、金利の点は、どうしても話が折り合いませんで、まことに遺憾でございます。この点につきまうな状況であります。この点につきましては、今後機会を見て、できるだけ中小企業の近代化のためにあらゆる面において有利な条件を獲得するように努力したいと考えております。

○委員長(劔木亨弘君) ちょっと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(劔木亨弘君) 速記を始めて下さい。

他に御質疑はございませんか。——他に御発言がなければ、質疑は結局したものと認め、これより討論に入りませう。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○樫繁夫君 私は、日本社会党を代表して、この法案に賛成をいたしますが、質疑の過程においても明らかになりましたように、この保険制度が運用されることによつて、中小企業の設備近代化は促進されましようけれども、売り手である大企業の方が大きな利益を受けるのではないかと疑念はまだ残っております。従つて、本法の運用にあたりましては、衆議院の委員会においても付帯決議をつけておられますように、「政府は、本法律の運用にあつては、中小企業の設備の近代

化を促進しようとする本法律の目的を逸脱して、大企業を優遇する結果を来たすことのないよう、充分配慮すべきである。」

こういう付帯決議が、衆議院からついで、こちらに回付されております趣旨を、十分政府としても留意されまして、本法の運用の適正をはかれるよう望みまして、この法案に賛成をいたします。

○川上為治君 私は、自由民主党を代表いたしましたのでこの法案に賛成をいたしますが、今、樫委員から話がありましたように、特に中小企業の設備近代化という点について、重点を置いて法の運用をやつていただきたいということをお願いいたします。

○委員長(劔木亨弘君) 他に御発言もなければ、討論は結局したものと認め、これより採決に入ります。

本案に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(劔木亨弘君) 全会一致と認めます。

よつて本案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成等につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

○委員長(劔木亨弘君) 次に、商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

御質疑のある方は、順次、御発言を願います。

○近藤信一君 今回、政府が提案いた

しました改正案では、商工会連合会を設けるといふことですが、商工会の設立状況は、現在どのような状況になっているのか。本年二月末までに、この表を見ますと、千六百五十四で、これは今年度中に約二千三百に達するとのことであります。政府が初めに予想した通りの設立状況なですか。また設立されたことと活動していることとは別問題であつて、実際には、商工会の設立だけされて、活動という事については十分でないのではないかと。それが私は心配なので、その状況もあわせて御説明を願ひたいのであります。

○政府委員(小山雄二君) 商工会法が昨年できまして、本年二月末までに千六百五十四商工会ができております。従来任意団体の商工会は約二千六百ございまして、法案審議の際にも申し上げましたが、初年度は千五百から七百ぐらいできるだろうという見通しを申し上げたわけでございまして、大体数からいいますと、その見込み通りにできたと思つております。引き続き逐次設立もふえておりますので、本年度一ぱいでは従来の任意団体が全部法人格を持ちますとともに、それ以外のところにも設立されるのではないかと、その数は二千六百程度までいくんではないかと考えております。なお商工会が設立いたしました、商工会に一番期待しております事業は、小規模事業対策改善普及員を置きまして、小規模事業者の日常を指導する仕事であります。商工会が本年度でございましたら、設立が比較的事業に入つたといふようなものは、まだ十分活動するに至つてないものもあつて、大部分のものは改善普及員を配置し、

いづゆる日常の小規模事業者の相談といふ仕事を着実にやつていけるものと私もは考へております。またそういうふうな指導して参つておるつもりでございます。

○近藤信一君 この表を見ますと、特に大都市、東京、大阪、愛知——愛知は比較的数字がありますが、京都、こういう比較的大都會をかかえておる府県というものは非常に進行が進んでいない。この欠陥は、一体どこにあるのか、この点いかがですか。

○政府委員(小山雄二君) 商工会制度を作り出すときに、普通の小規模事業者対策をやつてもらう場合に、大都市における従来の商工会議所と商工会の関係はどうするか、いろいろ御議論があつたわけであります。この商工会議所と商工会をダブらせないといふことで建前を進めてきておるわけですが、従つて東京、大阪というような大都市の市部が非常にたくさんあるところには、商工会議所にその仕事をやつてもらつておりました、商工会の設立の数も従つて少ないと、郡部の方に商工会が多い、こういう関係になります。また、また少ないのであります。全部予定通りでございまして、その数は少ないという状況にならうかと思ひます。

○近藤信一君 東京、大阪等は、商工会議所が大きいのがあつたから、商工会の組織があまり活発でない。しかし神奈川県なんか比較的小さいわけなんです。これらの少ないところに対する今後の見通し、対策といひますか、そういうようなものはいかですか。

○政府委員(小山雄二君) 市部がたゞさん、大部分を占めて、郡部が少ないといふところは、終局的にも商工会が数が少ないわけでありませぬ。しかしこの指導といふことは非常に大事なことであります。東京、大阪あたりでも、行く行くは連合会を作らせて、おそれる中心にして個々の商工会を指導し、商工会の小規模事業者対策が徹底するようにやつて参りたいと思ひますが、まあ過渡的に数が少なく、なかなか連合会ができない、できにくいような場合には、全国の連合会の会員、準会員というふうなことで、そこと連絡をつけまして、それを中心として、そういう商工会を指導していきたいと考へます。

○近藤信一君 府県で連合会を作る場合には、商工会の数のいふふうなことには関係はございませぬか。たとえばこの資料の中にございませぬか。現在では東京が三、大阪が二、この二つ三つの商工会のところでも、二つでも連合会、六十幾つでも連合会、こういうことで、連合会のもとには、商工会の数のいふふうか、それともまた人数でいくのか、この点はいかがですか。

○政府委員(小山雄二君) 商工会連合会を作り出す際には、任意加入でございませぬか、大部分が入つていただきたいのが理想であります。法律的には少なくとも半分入つていただく、こういうことになっておりました。それから、従つて全体の数に關係はないわけでありませぬ。ただ設立手続をやりますときに、発起人は五人以上となつておりました。従つて、まあ五人——

五つ以上ありませんと、商工会の手続が済まぬわけでございますが、私どももいろいろ調べまして、各都道府県と連絡いたしておりますところでは、一番少ない東京で大体八つはできると、それらの大体設立の準備を進めておられますので、資料は三になつております。現在五つできておりましたが、八つはできません。大阪あたりで、これも現在少ないのですが、最終的には二十三ぐらいできる、こういうことになりまので、数の点からいいますと、法律的には差しかえなないといふことになつておりました。

○近藤信一君 商工会の中心をなすものは、何といひましてもこれは経営改善普及員でございます。この普及員が適當の者で充足されているかどうか、これが問題でございまして、最近は一様に労働力不足といわれまして、中小企業では、特に労働者が得られないという状態が非常に困つておる。今までも割合に供給過剰でございまして、まあ大学は出たけれども、こういうこともございまして、大学の卒業生は、現在引張りだかたといふことでございませぬが、私はやはり、中小企業は求人といふことで非常に労働者対策といひますか、大きな悩みを持つておると思ひます。きょうの新聞でも、そのよううなことが出ておりました。いわゆる求人どころでなく、離職者対策で非常に困つておるといふふうなことも、中小企業としては今日非常に大きな悩みの一つだと思ひます。

そういうときにいづゆる有能な普及員といふものが商工会設立後でも得られるかどうか、私は非常にその点が心配だと思ひますが、またいろいろと普及

及員といふことになれば、相当いろいろな面に対して精通していきなげならぬと私は思ふので、そういう点、資格について御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(小山雄二君) 初めて商工会制度を法制化したときに、相当たくさんさんの改善普及員を配置するといふことで、私どもそれを非常に心配してつたわけでありませぬが、この改善普及員につきましては、一定の資格を設けまして、まあ府県知事等に相談して通産局あたりで基準と同等の指導能力があると認められた者といふ抜け道——空気があけてありますけれども、相当厳重な資格を設けまして、現在までのところ、その資格も大学出、それから旧高等専門学校出等の者が四十数パーセントにまで上つておる、その他、多年そういう仕事にあつたといふことではあります。学歴的にそういうことではあります。また今お説の通り、中小企業の求人難といふものは非常に深刻な状況でございませぬが、この改善普及員の方は、比較的年齢構成から見まして三十以上の方が合はせて七〇〇ぐらいになりますので、まあそういう面もあつたかと思ひますが、とにかく初年度所期しただけの数は、大体充足できたと思ひます。今年度また千八百人ぐらいいふまでも、昨年年度の状況からいひまして、まあ大体、いなかの郡部の方でありますので、今年度の経験から申しましても、何とかかかえるんではないだらうかといふように一応考へておりました。

○近藤信一君 やはり、いなかの方といふことでございませぬけれども、大

学を出たけれども、こういうこともございまして、大学の卒業生は、現在引張りだかたといふことでございませぬが、私はやはり、中小企業は求人といふことで非常に労働者対策といひますか、大きな悩みを持つておると思ひます。きょうの新聞でも、そのよううなことが出ておりました。いわゆる求人どころでなく、離職者対策で非常に困つておるといふふうなことも、中小企業としては今日非常に大きな悩みの一つだと思ひます。

○政府委員(小山雄二君) 商工会連合会を作り出す際には、任意加入でございませぬか、大部分が入つていただきたいのが理想であります。法律的には少なくとも半分入つていただく、こういうことになっておりました。それから、従つて全体の数に關係はないわけでありませぬ。ただ設立手続をやりますときに、発起人は五人以上となつておりました。従つて、まあ五人——

五つ以上ありませんと、商工会の手続が済まぬわけでございますが、私どももいろいろ調べまして、各都道府県と連絡いたしておりますところでは、一番少ない東京で大体八つはできると、それらの大体設立の準備を進めておられますので、資料は三になつております。現在五つできておりましたが、八つはできません。大阪あたりで、これも現在少ないのですが、最終的には二十三ぐらいできる、こういうことになりまので、数の点からいいますと、法律的には差しかえなないといふことになつておりました。

かなか行くことを好まない。そういうことになりまると、私は、有能な普及員を得ようとする場合、非常にそこに困難性が伴うんじゃないかと思うんですが、その点、今あなたがおっしゃったように、今年度千八百名ぐらいを予定いたしておるわけでございませぬが、この有能な人が、あなたの意思のような結果が得られるかどうか。この点のあなたの御見解はいかがですか。

○政府委員(小山雄二君) 今申しました数字その他は、実は商工会の改善普及員と商工会議所の普及員の両方を突っ込んで申し上げたわけでありまして、たとえば大学出とおっしゃいますと、やはり都立の方が多くいんであります。これは事実でございますが、郡部の方の商工会にも、相当程度大学出はおります。おりますが、まあ学歴と都市・郡部とに分けてみますと、やはり都会の方が多くいことは言えますが、いずれにいたしましても、割と何といえますか、案外われわれが心配したよりは充足状況は非常によかったです。求人難がだんだん深刻でありますので、一がいには気は許せませんけれども、土地々々にはやはりそういう向きの人もいることと思っておりますので、各商工会当事者等を督促いたしまして、この充足には努力をいたしたい、こう考えております。

○近藤信一君 普及員の有能な者を得たいとまず考えるならば、私は、もつと給与をよくして身分保障をしてやることかなければ、なかなか有能な普及員を得るということは非常にむずかしいと思ふんです。給与について考えてみますならば、普及員の給与は、昨年

度は月二万円であった。今年度から、これをあなたの方では一般が二万一千円、それから六大都市は二万三千円にするというところでございますが、この程度の給料で、はたしてよい有能な普及員が得られるかどうか。私は、都立の二万三千円というのは、なかなかこれでは有能な普及員を得るといふことはむずかしいと、こういうふうにか考へるんですが、この点いかがですか。

○政府委員(小山雄二君) 給与は、今御指摘のように、今年度から一般は千円上げ、六大都市は三千円上げるといふことにいたしましたわけでありまして、これは、まあ予算の積算の額でございますが、現在置かれておる改善普及員の平均実額は二万二千円ぐらいたっております。ことしは二万円の予算でございますが、二千円ぐらいた高くなっております。特に大都会、都会地等においては、それより相当差ができて、むしろいなかの方は、それより下の方というふうな格好になっております。そこは土地土地の実情に應じて、予算は一本でいってありますが、実際は、その実情に合うような給与が支給されておるわけでございます。また、社会保険等につきましても、極力普及員にそういう制度を均霑をさせるように指導に努めております。ともにも、普及員の経費を補助します補助の条件といたしましても、たとえば、給与の問題、退職金の問題その他いろいろなか条件について、一定の規定を設けて、改善普及員が働きたいようにするということに補助するということのようなことをやっております。今後とも、そういう面につきましては、安

心して普及員が第一線に出て働けるというように、あらゆる面で考へて参りたい、こう考へます。

○近藤信一君 それから、ただいまの給与の問題ですが、一律に二万一千円または二万三千円というのであるのか、有能の者には、もっと出されるのか。出さなくては来ないと思ふんです。経験の浅い者それから経験の深い者、こういうことも、また考へられなければならぬと私は思う。

そこで、各地の商工会議所や商工会にお任せになっておられるのかどうか。

それからもう一つは、これは官庁でも民間でもございませぬが、昇給や賞与というふうなものがあるわけなんです。この昇給や賞与の点は、どうなっているのか。この点、あなたのほうでは、一つの基準なり目標というものを持っておられると思ふんですが、具体的に、この点ひとつ例をあげてお示しを願いたいと思ふます。

○政府委員(小山雄二君) 給与の点、さきほど全国平均で予算は二万円というところになっておるが、二万二千円になると申しましたが、都市のほうは二万四千円ぐらいたなっております。平均が、そういうことで、都市のほうは高くなつて、郡部のほうは、むしろ基準より少ないものもあると思ふますが、そういうことで、その差額は商工会議所なり――主として商工会議所の場合が多いわけですが――商工会が自分で負担してもらつて、補助の基準として、これだけ補助しますということにいたしておるわけでございませぬ。

それから昇給、賞与等は、賞与は予算の積算に入れておりますが、昇給等は、市町村の吏員に準じて昇給制度をつくれという指導をいたしておるわけでありませぬ。

それから、そういうことで結局、財源その他がショートする分は、商工会のほうで自分の経費で負担してくれ、こういうことになっておるわけでありませぬ。

○近藤信一君 それから身分保障についてでございますが、昨年衆議院では付帯決議として身分保障の問題が取り扱われておるんです。やはり身分保障ということをやまず考へなければ、今回の機械工業輸出検査員のあいうようないまわしい問題が起こってくる。あのときにも、新聞はやはり身分保障を考へなきゃならんんじゃないか、こういうことが盛んにとり上げられておるわけなんです。そういう点から考へても、私は身分が安定しない、そうすると、十分に普及員も働かぬことができない。時に誘惑に負けて悪いことをするということも起こつてくるんです。身分保障について、政府はどんな指導を行なつていくお考へでおられますか、この点いかがですか。

○政府委員(小山雄二君) この身分保障の問題は、なかなか直接的なきめ手というものは、実は非常にむずかしいと思ふのでございませぬが、先ほども申し上げましたように、補助をするためには、一般でそうあるべきと同程度に退職の問題、それから給与の問題、昇給その他の問題、退職金の問題その他を、ちゃんと規定を設けてやれと、そういうしなや補助はいたしませんぞということで指導しておるわけでありませぬ。一番問題は、商工会の普及員であ

りますから、採用それから退職ということ、かりに一方的にやるといふような点につきまして、そういうことがありませぬと、普及員の腰も落ちかねるわけでありませぬが、そういう点は、なかなかきめ手はないのでありませぬけれども、普及員を、前のをやめさせてかえるというような場合には、産産局長に相談をするというふうなことをチェックを設けて、今申しましたように部内の規定のみならず、そういうことのないように、普及員が安心して働けるようにという配慮をいたして、そういう方面に、実情に應じて、なおきめ手がありますれば、逐次そういう方向で指導をして参りたいと考へております。

○近藤信一君 待遇の問題につきましては、普及員の場合だけに限らないと私は思ふので、商工会には、普及員以外に職員もおりますし、商工会以外に中小企業には、いろいろな団体がございませぬ。商工組合、協同組合や、それから信用保証協会、会議所などがあるに、自分だけで何か仕事をすると、中小企業は、自分が何かに仕事をすると、中小企業が非常にむずかしい、共同で仕事をしなければならぬことが多いので、そこで団体が、中小企業の一つ一つにかわつて勉強したり、使い走りしたり、こういうことを多くやらなければならぬのでございませぬ、そういう団体の職員が有能で、気持よく働かどうかというところが、中小企業の私は盛衰に非常に大きな関係があると思ふのでありませぬ。団体の職員が非常に安



もらわなければいかんわけでございませぬが、なるべく充実した事務体制がとれようという指導して参りたい、こう考えっております。

○近藤信一君 この法律案の役員の方を見ますと、今、御説明がございまして、副会長五人以内ということになっておるわけなんです。それから理事は二十人、全国連合会にあっては十人、この中には監事はあるけれども、専務、常務というものはないわけなんです。私は副会長五人も置くというふうなものが置かれてしかるべきじゃないかと思つたのです。副会長五人は、なぜ五人も置いたのだと、こう私が聞きますと、いろいろな商工会のバランスの上からみても、五人ぐらい必要ないところがある、こういうふうなことでございまして、やはり私はこの場合、専務、常務といったようなものがないければ、運営上非常に困る点があるのじゃないかと思つたのですが、この点専務、常務が、この法律案の中に規定されていなくて、どういふ経過で、そういうことになつてゐるのか、監事を三人以内置くことができるから、それで間に合うのだとお考えなのか、その点いかがでございますか。

○政府委員(小山雄二君) 商工会全部でございますと、おそらく二千六百ぐらいになると思いますが、一県平均で五十ばかりになるわけでありまして、まあ個々の商工会と違ひまして、多数の、そういう団体が集まつた連合組織でありますので、何と申しますか、地域的な、いろいろな関係を調整するため、ある程度——もちろん会長は一人

でありまして、副会長という人は、最高五人程度は置けるようにして、その調整といふものはあつていくといふことが必要ではあるまいかと考えられたわけでありまして。

なお、この役員の中で、事実上中心になつて日常仕事に当たつてもらうという意味で、専務理事というものは法律の役員の方文には書いてございませぬけれども、事実上一人を専任的に世話してもらつてという意味で、これを置くことを指導して参りたい、こう考えます。

○近藤信一君 専務、常務はいなくてもできるというふうなことを言つておられますけれども、「会長一人、副会長五人以内、理事二十人以内及び監事三人以内、一体この中で、どの人が専任で日常業務に携つていくか。そういう専任はいなくてやめていくのか、こういうことであるのか。もし専任が必要であるというならば、何ゆゑに専任の規定がどこにもないのか。そういう点、若干私は不可解でないかと思つたのですが、この点いかがでございますか。

○政府委員(小山雄二君) 専務理事あるいは常務理事というふうな規定は、たとえば日本商工会議所みたいなところは書いてあるのだからございまして、たとえば中小企業団体中央会あたりには書いていない。何と申しますか、ことに府県あたりの連合会あたりでは、一律にそういうものを置くというふうな規定はあまり置かないで、ただ理事のうち一定人数を限つて、員外から理事を出せるという規定を設けておられます。その員外から、会員外から出る理事の人が給与をもらつて、実質上そこ

で専任で働く、こういうことに大体なつて、これは定款で置くことになつていて、法律上はまづ正面から会長、副会長、専務理事という書き方をしないのが普通でございまして、立法例として、それに従つて、事実上は定款で書いて、一人は必ず、そういう人を置くように指導して参りたい、こういうこととございまして。

○近藤信一君 それから第五十五條の十七の第二項、「都道府県連合会の役員は、その会員たる商工会の会員でなければならぬ。ただし、理事は、都道府県連合会の運営上特に必要がある場合には、その定数の五分の一以内に限り、その会員たる商工会の会員であることを要しない。」、この第二項の方に

は、あるわけなんです。そうすると、商工会の会員でない者が都道府県連合会の役員になる、商工会の会員でなくても理事になれるということになるわけなんです。この点私は、商工会連合会を作る上において、商工会の会員でない者が、二十人のうち四名も入るといふことには、若干組織上からいつても、おかしいのではないかと思つたのですが、この点はいかがでございますか。

○政府委員(小山雄二君) 政府提出の原案では、今お読みのようなことになつておりました。その考え方は、まあ多少単位の商工会より連合会だから、高度の指導業務といふか、多少指導業務の程度も高い、あるいは対外的ないろいろな関係が多かろうというふうなことで、最高二十人の五分の一で四人ということにしておつたわけでありまして、今、近藤先生の御意見

のような御意見が出まして、衆議院では修正を受けまして十分の一以内といふことになつたわけでありまして。従つて、最高二人は会員であることとを要しない、こういうことに修正されたわけでありまして。

○近藤信一君 修正案を、今もつたので、わかりませんので、質問したのですが、そういうことになると、修正案で十分の一といふことになつておりました。そこで会員でないものが、たとえ十分の一でも入るといふことは、私は不可解だと思つたのであります。会員で、商工会で連合会といふものが組織されるわけなんです。会員でない者が、十分の一、二人入るといふことは、この裏を返せば、何かそこに考へられておるのじゃないか。たとえば役人の古手とか、また都道府県におけるところの県議員の落選者とか、そういうことが裏に考へられて、この商工会会員以外でも差しつかえない、こういうことに私はなつてゐるのじゃないかと思つたのですが、この点いかがでございますか。

○政府委員(小山雄二君) 先ほどお話もありまして、専務理事とか、常務理事とかいふような人、要するに会員の人は、まあ大体自分の仕事を持つておられるわけでありまして、毎日そこで仕事をしても、直接指導してやらせなかつた方針のもとで、毎日仕事をやつてもらうか、これはなかなか会員に期待することは無理な場合があるといふことで、今のお話の会員でない者から選ばれる理事というものは、そういう立場で働いてもらつて、こういうことでは、多くの場合は、

これは一人で済むと思つた。一人で済むと思つたが、場合によっては、二人いなければならぬといふことで、十分の一とされたわけでありまして。本来ならば、会員ばかりで理事者が構成されるということが理想でありまして、それが、そういう方々の、理事会あたりの意見によつて、その意を受けて日常の仕事に当たつてもらうといふことが、どうしてもこういう会の仕事上は必要である、単位の商工会も、これと同じで、理事に十分の一を限つて員外から当ててもいいということになつておりました。

○近藤信一君 その会員の人数、お話を聞かされて、専任をやることには非常なむづかしい、よつて、そういう人でない人が十分の一入つて専任する、こういうことは、私は理解できるわけでございますが、そうすると、やはり私が今指摘したように、その専任で得る条件といふことになると、やはり役人の古手か県議員の落選者か、こういうことが、どうしてもこれは予想されるわけなんです。そういうことで、私はせつかくこの発足しようとする連合会の組織の役員といふ問題については了解し兼ねる点があるのであります。

その点、あなたの方は、じゃあこれは、一体連合会の役員は、これは連合会から選出するわけでございますが、その場合に、連合会が適当な人がないといふときに、やはり県庁などに相談して、二人までは会員以外から選ぶといふことになつてくると思つたので、こういう点、あなたの方は、そういうことをお考えになつたことではない

のですか、そういう弊害があるというふうにお考えになったことはないのをごさいますか。

○政府委員(小山雄二君) そこは要するに、連合会は会員で構成して、理事者も会員から全部出す、これは建前としても当然であるし、理想であります。どうしてもどうしてもそういう会になりませんが、そういう意思決定あるいは執行機関の中の一人が、事務当局に任せないで、その中の一人が、きまつた方針で、日常仕事をすると、そういう立場でも必要になりますので、そういう立場の人のポストを考えるという趣旨であります。実際今任意の連合会等いろいろたくさんありますが、これはいろいろに、もと役人をやっておったというように、もともと役員をやっておいた、これは非常に、ことに任意の連合会等、非常に熱意をもって熱心にやらなければいかぬということで、自分は仕事をしながら、だんだん仕事は弟にやらしたりなんかして、自分は商工会の指導に専心しているという人も、実はいろいろあるわけで、そういう人も、そういう事情が許せば出てきて、一つそういう専務あるいは常務として指導にあたってもらいたいというのを考えておるわけでございまして、その場合、いろいろあるかと思いますが、特にこういう趣旨を設けましたのは、そういうものをもちこたえて、そういう意味で設けたわけでは決まらぬのでありまして、一番役にはまっただ人を出して、いろいろ、要は、その人に働いてもらう、よく指導してもらい、こういう趣旨で、これを設けたわけであり

○近藤信一君 私は、まだ納得しませんけれども、時間の都合もございまして、次に移りますけれども、やはり、有給だと思っております。そういう点から考えましても、慎重にこういう問題はやつていただかなければならないと私は思っております。なるべく会員以外の役員というものは、あまり好ましくない、かように私は思っていますから、この点の一つ、十分今後の指導に留意されていただきたいと思います。

○政府委員(小山雄二君) 都道府県の連合会には「商工業に関する技術又は技能の普及又は検定を行なうこと」と書いてありまして、全国連合会の方には「都道府県連合会の組織又は事業について指導又は連絡を行なうこと」という一般的规定がありますので、その規定によつて、都道府県連合会のやうな、そういう検定事業等を連絡しながら指導して参るということ、場合によつては全国連合会が四号で、みずからやる、「全国連合会の目的を達成するために必要な事業を行なうこと」という条項でやる、こういうことに解釈

しておるわけでありまして。これは実は、商工会議所法もこういうことになっておりまして、単位の商工会議所が、「技能の普及又は検定を行なうこと」日本商工会議所の方は、その指導または連絡を行なうこと、こういうことになっておりまして、実際問題としては、主体は第一線の都道府県の連合会が当たり、全国連合会は、それをそのおぜん立てをし、あるいはそれを実行する上に、いろいろ指導するといふ形であるが、一番実情に即しているのじゃないかというところで、書き方といたしましては、多少御指摘のような点もありまして、商工会議所の方の例にならぬか、こういう規定の仕方をお願いしたわけであり

○近藤信一君 このような連合会の事業については、多少御指摘のような点もありませんけれども、商工会議所の方の例にならぬか、こういう規定の仕方をお願いしたわけであり

○政府委員(小山雄二君) 技術または技能の検定といふと、いろいろあるわけでありまして、従来は商工会議所が日本商工会議所の指導のもとに、あるいは日本商工会議所と共催のもとに、各商工会議所が、いろいろ珠算だとか、計算尺とかその他いろいろなもの、こういう検定事業をやつておるわけでありまして、今回商工会の都道府県並びに全国連合会を作りました場合にも、それと同じような仕事をやる、この規定したわけでありまして、もちろん両者がうまく連絡を緊密にして

やりませんことには、無駄も多いし、またその仕事の内容も、権威あるものにならぬという点もありますので、大体、私どもの考えとしては、都市部で商工会議所のあるところ、その近辺は商工会議所でやる、郡部の方では、そういう検定の仕事の利用がうまくできないという場合も相当ありますので、そこら辺は商工会議所でやる、やることの中身は、必要に応じていろいろ連絡をしてやつていくということ、あまりいざいざが起らぬように指導して参りたい、こういうこと、ござい

○近藤信一君 次に、商工会議所との関係についてお尋ねいたしますが、商工会だけが、経営改善、指導をしていくというのではなくして、商工会議所も同様のことをしております。これは私どももいたしましては、これは、六大都市の商工会は、小規模事業の指導など熱心にやるはずがないと思つて、六大都市には重複してもよいから、会議所とは別に商工会を設立させるべきだと考えていたのであります。この考えは、会議所でのくらしい熱心に小規模事業の指導をやるか、併見してみようということになっておりますが、過去一年の実績は、はたしてどうなっているか、小規模事業指導の実情について、ほんとうに六大都市等におきまして、商工会議所が力を入れてやつてきているのかどうか、こういうことは、中小企業庁の長官であるあなたが最も精通しておると私は思

今お話のように、それならばこそ、なおそういうところで、その仕事を十分に的確に熱意をもってやつてもらわなければいかぬわけであります。この点につきましては、法律制定の当時のいろいろの機運もありまして、商工会議所と私どもの方と、いろいろたびたび連絡会議をもちまして、具体的に申し上げますと、区ごとに支部あるいは支所というやうなものを置きまして、それから従来ありますいわゆる中小企業の工場協会とか、市街地の商店街連盟とか、いろいろそういういわゆる中小企業者、それぞれの都市の中の部分的な、こういう組織があるわけでありまして、そういうところと、よく連絡し

たその仕事の内容も、権威あるものにならぬという点もありますので、大体、私どもの考えとしては、都市部で商工会議所のあるところ、その近辺は商工会議所でやる、郡部の方では、そういう検定の仕事の利用がうまくできないという場合も相当ありますので、そこら辺は商工会議所でやる、やることの中身は、必要に応じていろいろ連絡をしてやつていくということ、あまりいざいざが起らぬように指導して参りたい、こういうこと、ござい

○政府委員(小山雄二君) 現行法ができません。お話しのような御議論が、対策をやるに不資格者だ、こういうことを構成からいって、従来の何からいっても、こんな御議論があつたわけでありまして、私どもは従来とも商工会議所が、そういうことを私どもも指導のもとにある程度やっております。今回は、商工会と同じように改善普及員制度というものを同じく作つて、一つ腰を据えてやつてもらわぬといかぬということ、また一方地域を商工会と商工会議所を交錯させますと、またいろいろの点で摩擦、混乱が起るといふことから、現行法のような原則で買ぬいて参つておるわけであり

○近藤信一君 次に、商工会議所との関係についてお尋ねいたしますが、商工会だけが、経営改善、指導をしていくというのではなくして、商工会議所も同様のことをしております。これは私どももいたしましては、これは、六大都市の商工会は、小規模事業の指導など熱心にやるはずがないと思つて、六大都市には重複してもよいから、会議所とは別に商工会を設立させるべきだと考えていたのであります。この考えは、会議所でのくらしい熱心に小規模事業の指導をやるか、併見してみようということになっておりますが、過去一年の実績は、はたしてどうなっているか、小規模事業指導の実情について、ほんとうに六大都市等におきまして、商工会議所が力を入れてやつてきているのかどうか、こういうことは、中小企業庁の長官であるあなたが最も精通しておると私は思

今お話のように、それならばこそ、なおそういうところで、その仕事を十分に的確に熱意をもってやつてもらわなければいかぬわけであります。この点につきましては、法律制定の当時のいろいろの機運もありまして、商工会議所と私どもの方と、いろいろたびたび連絡会議をもちまして、具体的に申し上げますと、区ごとに支部あるいは支所というやうなものを置きまして、それから従来ありますいわゆる中小企業の工場協会とか、市街地の商店街連盟とか、いろいろそういういわゆる中小企業者、それぞれの都市の中の部分的な、こういう組織があるわけでありまして、そういうところと、よく連絡し

今お話のように、それならばこそ、なおそういうところで、その仕事を十分に的確に熱意をもってやつてもらわなければいかぬわけであります。この点につきましては、法律制定の当時のいろいろの機運もありまして、商工会議所と私どもの方と、いろいろたびたび連絡会議をもちまして、具体的に申し上げますと、区ごとに支部あるいは支所というやうなものを置きまして、それから従来ありますいわゆる中小企業の工場協会とか、市街地の商店街連盟とか、いろいろそういういわゆる中小企業者、それぞれの都市の中の部分的な、こういう組織があるわけでありまして、そういうところと、よく連絡し



て、そういうところの人を使い、そういうところの意見も入れて打ち合わせの上で、改善普及員を動かしていくというふうなことが考え方の中心であります。ところが、そういうことのできたところから、実は補助金をつけて参ります。これもさつぱらんに言いますと、その当時に議論がありましたときには、われわれも、はたしてうまくいくかどうかというところをある程度危惧しないでもなかつたわけでありまして、そういう仕組みによりまして、関係の団体を小規模事業の指導の面で一緒にして、だき込んでやるという考えが大体できて参っておりますので、今後改善普及員その他のものがなれるに従って、効果もだんだん着実に地についてやっているとはいえないかと、こう考えております。各会議所でも、当時の議論で、会議所に対するそういう批判といえますか、見方があるということが相当こたえたといえますか、そういうことからはいたしまして、会議所自体、非常に首脳部としまして、中小企業の方の指導については、従来からみると、一段と熱を入れてきています。私は存じているわけでありまして、

ものが見られるわけなんです。そういう点から考えましても、小規模事業対策というものは、私はほんとうに商工会議所が、これをやるというふうには考えられないのであります。そこでやはりこの商工会議所は小規模事業対策というものができない。こういう点でも、商工会議所の所在するところにも商工会の組織をさすべきだ、こういうことで、この法案が提案されたときに、私も御意見を申し上げたわけなんです。それが実際一年後の今日、やはり依然として中小企業対策というものは、実際商工会議所においては、私はあまり進んでいない、こういうふうに見受けるわけなんです。従って、あなたの方におきましても、政府においても、やはりもっと商工会議所の小規模事業対策というものの推進ということに重点を置いて、いろいろと働きかけなければならぬと思うんですが、その点いかがですか。

○政府委員(小山雄二君) 数多い会社のことでありまして、なかなか十分の点もあるかと思いますが、私は、大体において、そういう方に頭を向けていっても行っていないと思えます。なほ、今後、そういう趣旨におきまして、会議所は指導をやっておきますが、役所内部でも、この仕事に関する限りは、私どもの方に人をもらしまして、一本でやっております。会議所の方も、だいぶんそういうことに頭を向けてきたと考えておりますが、今後、なお一そう、そういう方向で指導したいと思っております。

○樺葉夫君 ちよつと、今中小企業庁長官の話を聞いておると、商工会議所の零細企業に対する指導が、や

行き届いておるかのごとき考えは甘いと思います。本法審議の際に申し上げましたが、現在の商工会議所は、おおよそこの大きな企業家の集団であつて、本法がねらいとする零細な業者の指導、特に技術指導とか経理の指導とかというふうなところの指導はなされていないから、この商工会議所の存在は、普及員であるか、これは指導員というのかな、普及員の選定にあつては、当該地域の工業会であるとか、商店会連盟であるとかいうようなところから、そういう人たちの中で、適任者を推薦させて、そういう商工会議所の会頭が、これを指名するといふ形にされませんと、実情に即した指導は困難ですからというのを、すつぱくなるほど申し上げたのであります。ところが、今の長官の御説明を聞きまして、その審議の過程に出た論議を参考にして、普及員の選定を行なう、条件の備わつたところから、補助金を出してやるかのごとく御説明されるのであります。これは、全部そうだとはいえません。そういうところもあるでしょうが、私の承知しておりますところでは、商工会とか商店会連盟には、何らの意見を商工会議所は聴取されず、これこれの人をあなたの方へ配置することにしたから、事務所を適當なところを一つ作つてやつてくれと、監督もあなたの方へ頼むと、こういうことで、今日の普及員が多く大都市においては任命されてきたように思えます。大体、本法の審議の際に出た意見を尊重して運用に当たつておる、条件の備わつたところから、補助金を出しておると、こう言われるから、実情は、そのようにはなつていませんぞということを私は申し上げたい。どういふところの報告を聴取されたい、そのようにお考えになつておられますか。

○政府委員(小山雄二君) 従来、現行法ができました前、相当の年月にわたつて相談所の補助をやつておりました。これは法律にない任意の予算だけでありまして、そういうところのいた人は、だいが改善普及員を引きついでおりますから、そういう人は、何といひますか、従来待つとて相談に乗つていたわけですか。そういう人は、そのまゝ普及員に乗り移る大抵有資格者でありますから移つておられて、それを各地に配置するわけですか。そういう面はあろうかと思つて、新しい採用する普及員等につきましては、今お話の、地元の団体等と相談して任命しておるはずでございまして。

とか事業活動その他は、相談しながらやる、御議論がありますような趣旨で指導して参ったわけでありまして、その通りに、あるいはいっていいないところがあるかもしれないが、それらの点は、衆議院で付帯決議もつけられておるわけでありまして、もちろんその趣旨の通りでありまして、着実に、そういう実効が上がるような配慮はして参りたいと考へます。

なお、御指摘のようなところ、どこでどういうふうなところとは私にはわかりませんが、なお大都市等の実情も調べまして、そういう趣旨に沿ったぬ点は改めさせていただきますと考へております。

○榊繁夫君　　そういう、私が申し上げますような天下一の人事になっておりますために、本法のどこかに書いておられますように、特殊な政党の選挙の際の第一線の活動を受け持つような役割をするのではないかと、こういう疑いを持たれることになるわけでありまして、そこで、衆議院では付帯決議もつき、本院におきましても、審議の際に、十分法の対象である零細企業の実情を理解しておる人を、地域的な事情もよく理解しておるような人を、各種団体の総合的な相談の結果、推薦される人を、商工会議所の会頭は普及員として指名をする、推薦は下から行なうのであるけれども、身分関係を明らかにするために、会議所の会頭か、これを指名する、こういうふうには、この本法審議の際には、十分申し上げたと思うのですけれども、私の聞いておりますところでは、それがございません。

そこでそういうことがないまま任命をされておるような場合には、当該地

域の団体の意向を聞いて、人の入れかえ等をやる御意思はございますか。

○政府委員(小山雄二君)　すでに任命されて働いておる人のことでありますから、なかなか一がいには申されませんが、その人については、その人の指導、仕事のやり方について、いろいろ地元の方で不満がある。不適当だということがありますれば、それはよく相談して、そういう措置はしてもらわなければいかぬかと思はれますが、初めの任命のときには、御存じのように、ちよど現行法が通りまします国会の論議が、そのまままわれわれも心配し、会議所関係団体もたびたび集めまして、東京を例にしてやりましたわけですが、東京あたりでは、こういうふうに行なうというところを、両方で書きものにして、話し合つてやりましたわけですから、大体初めのやり方は、それでずつと進んでいるように報告も聞いておりますので、先ほど申し上げたわけでありまして、中には、そういう趣旨が徹底してない面がありまして、その人が、あるいは不適当だということがありますれば、それはすぐ考へなければいかぬことだと思はれます。

○榊繁夫君　　東京で商工会の、二月末現在で結成されておるもの三つ。大阪で二つしか商工会が組織されておられません。このことは、商工会議所の本法の趣旨に沿つた活動に期待するところ大きいものがあることを示しております。しかるに、そういう大都市において、地域の零細な商売人、工業者等の指導を行なう普及員が、しかも国費の補助を受けておる普及員が地域の事情にも通ぜず、地域団体の意向も聞かない、天下一の会議所会頭において

指名されるような人事が、現に行なわれておる。こういうことは、本法の趣旨が生かされていぬことを語るものでありますから、この衆議院の付帯決議、本院の審議の経過等にかんがみまして、この地域団体の意向を、十分私

はくみ入れた人事をやらなければ、この目的を達成することができないと思はれます。

ですから、この地域団体の意見を十分にに入れて、そうして批判があるならば、その人事の刷新、入れかえ等も断行する。そうしてこの法の目的達成のために尽瘁せられる、こういうふうな、当局の方針を明確にされる必要が私はあると思はれます。重ねて大臣の見を伺います。

○国務大臣(椎名悦三郎君)　区域はどこであるかと、とにかくこの商工会の本来の趣旨に沿わないような人選は、極力絶対に、これは排撃すべきものであると考へます。まだ何分にも、早々の際でございまして、十分にすべての点がうまいくいつているとは私は考へませんし、また考へることも無理な場合も、私はあると思はれます。

しかしあまりにその趣旨の、出発早々の際、この商工会の門出をけがすような人事がありますれば、これはもう断固として対処しなければならぬと思はれます。

○近藤信一君　　商工会連合会が、商工会の指導連絡に当たるように、日本商工会議所は、商工会議所の連絡指導に当たるわけでありまして、ところが、会議所の場合には、都道府県連合会のようなものが法制化されていぬのであります。しかし現実には、都道府県に、会議所の連合会のようなものは、

存在しているというところもあるというふうな聞いておるわけでありまして、都道府県内の会議所と連絡する必要があるのでございまして、この種の会議所の連合会の必要は、多くなつてくると思はれます。この会議所の連合会の実情は、今日どのようなようになっておるのか、この点をお伺いします。

○政府委員(小山雄二君)　会議所の連合会は法制化されておられません。ただ事実上、そういう連合会を作つておる所はございますが、その実態は、何と申しますか、特別に事務的な組織を持たずに、その地元の会議所が世話してついでというふうなことでありまして、しいていいますと、何と申しますか、懇親的な集まりのものが多くございますので、会議所は、数も少のうございまして、商工会のように府県の連合会を法制化して、府県単位に締めくくるといふことは、まずまず必要がないと思はれます。

ただ、小規模事業者対策と似たような仕事をやります関係上、商工会の連合会、中小企業団体中央会と商工会議所との連絡は、都道府県単位に緊密にやらせて参りたいと考へておられます。

○近藤信一君　　商工会議所の連合会というふうなものは、今日幾つぐらいございまして、

しているわけなんです、日本商工会議所と、地方の各都市における商工会議所の関係は、どうなるのですか。

○政府委員(小山雄二君)　現在商工会議所が四百四十ございまして、これが、直接日本商工会議所を組織しております。都道府県の商工会議所連合会というのは、構成的にも、あるいは経費その他の分担の関係でも、日本商工会議所とは全然連絡はございませぬ。

○近藤信一君　　会議所の連合会が現実に行なつておることは、商工会の連合会とはほぼ同様のことでありまして、二つの連合会が、それぞれ別個に小規模事業者対策というものをやつておることになります。この二つの連合会を見ると、一方は自発的にやつておられます、補助金もございませぬ。他方は法制化されておられますので補助金があります。そういうことになると思はれるが、いかがですか。

○政府委員(小山雄二君)　第一線の小規模の事業者に対する指導の仕事というものは、都市部では商工会議所、その他のところでは商工会にやつてもらうわけでございます。

ただ商工会の方は、あるいは未組織のところ、商工会を作る指導をやつたり、また商工会がそういう仕事を、単位の商工会がやるためのいろいろな指導をやるために、効果的な指導連絡等をやつておることが、商工会の数も多うございまして、また一々の商工会が、それだけ何といひますか、一つ一つでは力が弱いというような関係がありまして、連合会を法制化して、これにある程度補助をして、そこに置きま

を指導する人を置く、こういう関係になつております。商工会議所の方は別系統でございますけれども、一つ一つが割に組織も大きいし、財政的な基礎も比較的確かだというふうなことで、これは日本商工会議所を通じて、あるいは都道府県等から直接いろいろ仕事の連絡をすれば、都道府県単位で見ますと、数も少のうございませうから、そういう指導——商工会議所が小規模事業対策をやつてもらう意味の指導は、連合会がまともなうございませうから、進んでいられるわけでございます。

○近藤信一君 私は、そこが問題だと思つた。商工会議所の場合は、今あなたにいわれましたように、資金面が比較的潤沢である、だからそれでよいのだ、だが商工の方は、今発足の半ばにあり、金もないのだから、商工会議所の方には補助金は必要ない、商工の方には、補助金を出す、そのかわりに、小規模事業対策という点になりますると、商工はみずからの問題であり、熱の入れ方が違つてくると思つた。商工会議所の方は、今あなたにいわれましたように、資金面で政府は何も見ないから、そんなに小規模対策だけに力を入れなくてもいいだろうというの、今日の状態でなろうかと私は思つたのであります。それがいろいろと、先ほど米権委員も指摘されておりますように、商工会議所の小規模対策というものが、なかなかうまくいっていないという点でもあろうかと私は思つたのです。

そういたしますと、これはやはり商工会議所のある都市の小規模事業者の不幸になると私は思つたのです。商工

会議所の所在地の小規模事業者には、商工の組織がでない、どうして、これは商工会議所に頼らなければならぬ、その頼る商工会議所が熱の入れば、ただ不幸な目に会ふのは中小企業事業者であると思つたのです。私ですが、そういう点が非常に心配になるのが、この点についてのお考えはいかがなものですか。

○政府委員(小山雄二君) 単位の商工会議所には、商工会と同じような改善普及員の仕事、人件費を中心とした補助をやつております。これで小規模事業対策をやつてもらうわけであり、実は任意のものも、それほどはつきりした組織ではないわけで、人的な組織等も持つておられないのが大部分であります。数も非常に少ないわけであり、また、その個々の商工会議所に対して、県でまとめた、連合会が何かをしてやる、特にいろいろ世話して指導してやる、それに補助金が要るかという点につきましては、私も必ずしもする必要はないだろう、こう考へていられるわけでありませう。

直接の小規模事業対策には、兩者同じように補助をいたしまして、同じように努力してもらつて、こういう考へ方をとつておられるわけでありませう。

と。こうなつていられるわけですね、この種の法律に、そういうことが書いてあるものがあつたら教えてもらいたい。

○政府委員(小山雄二君) これは、中小企業等協同組合法というのがあります。これに基づいて、都道府県別、また全国に集まつた全国の中央会といふのがありますが、それにも、こういう規定がございます。商工会議所及びそれが集まつて日本商工会議所、それにも、こういう規定があります。

○阿具根登君 商工会議所に、そういうのがありますか、商工会議所が、国会に具申しあるいは建議するといふのがありますが、私は法律を見て聞いています。事業の中にないでしよう。

○阿具根登君 国会に対して具申することができ、それでは具申と陳情と請願と、どういふふうにお考えになつておられますか。

これはこういう法律でなくて、これは日本国民全部に、これは許されておる日本国民の全部の権利であると私は思つたのです。だからその権利を明記しなければならぬとすれば、ほかの人には、その権利はないとみなさなければならぬ、それはならないのかな。

○政府委員(小山雄二君) 書いてないからといって、そういうことができないことではないと思つたが、こういう団体、要するに法人格を認めて団体の構成法を作るわけですから、その団体の仕事としては、こういう仕事もあるぞという意味で書くのだからと思つた。

○阿具根登君 請願は、

○政府委員(小山雄二君) 請願といふのは、請願法に基づく正式な手続であります。具申と陳情が、まあやや似ているのですが、陳情といふのは、どつちかといふと事情を述べて頼むといふか、具申といふのは意見を述べて、これを考へてもらつてといふか、広いといふますか、少し意見としての——そういう団体には、そういう仕事がある、その団体としては特に重要だぞと、こういう意味で陳情と多少違ふのじゃないか、こういう感じを持つておられます。区別をしいてつけば、そういうことになると思つた。

○阿具根登君 そうすると、われわれは請願とか陳情とかいふものは、いつも受け付けておられますが、具申といふものを、私はまだ見たことがないが、どういふものですか。

○政府委員(小山雄二君) いろいろ経済問題その他地方の商工業に関する状況について意見書とかあるいは具申といふ言葉を使つて書いて、書面にするときは書いてあるのございませう。

○阿具根登君 それは、そういうような解釈はできるかもしれないけれども、個人でも、あるいはその他の労働組合にしたところで、商工組合にしたところで、あらゆるところから陳情、請願は受けるわけなんです。こういうものに限つて、どうして具申といふ言葉を使わなければいけぬかといふのです。現在具申といふ言葉があるのかどうか。

○政府委員(小山雄二君) どの法律が一番古いのか、ちよつとわかりませう。似たようなものでは、商工会議所法あるいは中小企業等協同組合法等の用例をそのままこへ採用したわけでございます。具申といふ意味は、先ほど

申しましたような意味ではあるまいか、陳情と違ふのは、そういう意味であるということでございます。

○阿具根登君 それで建議は。

○政府委員(小山雄二君) 建議も、大体意味は同じ意味だと思いますが、ただこの条文は、実は単位商工会のときには入っていないわけですから、商工会の数が大へん多いわけですから、商工会を法制化し、その仕事としては、こういう仕事があるぞという意味で書くのには、まあ連合会ぐらい書けばいいのじゃないかというのでやっておりますが、実は原案を衆議院で修正されました、入れられたわけでありまして、そのときの用例は、ほかの例を見まして、それを入れたと、こういうこととでございます。

○阿具根登君 これは極端なことを聞きますと、国会に具申することができるといふことになっておりますが、国会で具申、建議——具申されたり建議されたりした場合は、国会は一体どうするか。請願法によって請願をする、これは今日までやられているわけなんです。そのほかに建議とか具申とか出てきた場合、一体国会は、どういうふうにしてそれを扱うのか、請願とまるっきり違ふのか、陳情とまるつきり違ふのか、私はどうも、その点よくわからないのです。おそらく国会に具申されるとか建議されるといふならば、私どもがそれをやはり見なければならぬと思ふのです。

そこでこれは特殊な意味をもって、請願とか陳情などよりも、もっと重く取り扱わなければいかぬということになつてくれば、また、審議について異論があるわけですから、われわれ一体、こ

れはどういうことだか、よく私には理解できない。

○政府委員(小山雄二君) 請願法等の特別に法律制度のあるものと比べますと、具申もしくは建議といふことには、それに対応する措置——法律制度がないわけでございますから、そういう点では、陳情と同じということ、今まではやっておりますのではないと思ふのです。これはなお法制局に、実は私も聞いてみまして……

○近藤信一君 私は大臣から一言お聞きしておきたいのですが、大臣は、よく地方に商工会議所等からも、いろいろな要請を受けて出かけることもあり、また中小企業関係からも要請されまして地方に行かれました、いろいろと要請を受けられるわけなんです。そこで大臣が、一番中小企業関係について、よく御存じのことだと思ひますが、やはり私は中小企業事業関係については、先ほど来質問しておりますように、商工会議所の中小企業事業対策といふものは、ほんとうに熱を入れてやっておるといふふうには私ども受け取れないわけなんです。

そこで、この商工会の組織についてもいろいろと、商工会議所があるにもかかわらず、また商工会議所のないところに、こういう組織を考へていかなければならぬということになっておるわけなんです。そこで、実際に商工会議所が、将来中小事業対策に木腰を入れてやるには、大臣十分な配慮をして、そういう点については、商工会議所の人たちとよく御面接をされる大臣としては、こういうような問題については、商工会議所に対して、いろいろと要請される機会が私はあると思ふので

す。こういう点について、大臣の御所見を私はお伺いしたいのであります。

○國務大臣(権名悦三郎君) この商工会のできた動機等については、私もあまりよく詳しく研究したわけではございませんけれども、とにかく商工会議所の制度、構成の現状から見て、区域外の商工業者、ことに零細業者、それらの地域的な組織といふものがない。同じ業界で組合を作るとかいうことは、それは許されずから、それをとらぬは、任意でありますけれども、地域的な団体としては、やろうと思つてもやれない。そういうような点に着目して、自然発生的に商工会というものができ上つて、その地域の商工業全体のために、いろいろな施策もしてきておつたわけでありまして、そういうふうなことが全般的に普及して、そして零細商工業の技術あるいは経営の改善といふものを、一つ団体の力でやらせたいといふのが、そもそも立法の趣旨だと私は考へております。

ところが、そういう同じような目的を持って、商工会議所というのがすでに都空地においては組織されておるわけでありまして、でありますから、そういう何と申しますか、まだとこぼしのあるところについて商工会を設ける。商工会議所があるならばできる、しかし、何もないところでは、どうにもならぬといふようなことで、その点を補うのが、この制度のねらいではなかつたか、こういうふうにお考へておられるわけでございます。あるいは間違つておれば、これは是正を願いたいと思ふのであります。

そこで商工会議所が、一体今日の小規模事業者、あるいは零細商工業者と

いうものに対して、何らの施策もやっておらぬという、そういう前提ではないと思ふのです。もし商工会議所といふものは、それは関係のないものであるとすれば、商工会議所の区域いかんにかかわらず、商工会といふものを別に考へなければならぬかつたはずですけれども、商工会議所は、ピンからキリまで申しますか、すべて商工業に関する問題については、事の大小を問わず、商工会議所という機関が受け持つて、そして一応やるのだという建前を認めた上で、商工会といふものを補完的に考へたのではないかと、こういうわけでございますから、現在のようになつておるとお考へるのであります、しかし、今近藤さんが、商工会はもうほんとうに身近な問題であるから、これはもう自分の仕事として、これは大いにやる。商工会議所は、どちらかといつたら大きな連中が大体役員を占めておるから、零細の方には冷淡であるという感じでお話があつたと思ふのであります、しかし、まあそういう点があるいはあるかもしれませぬが、しかし商工会議所の仕事は、割合に自治的にやっておりますから、会議所によつては、いろいろやり方が違ふといふ点も出て参りますが、ぜひぶん商工業全般に関するいろいろな施設をやつておるようには私は考へております。

そして零細商工業者の技術、経営の指導等も、当然その商工会議所のこれは任務として、まあ大きく言えば、国から責任を課せられておるといふふうには、私どもは考へておるのであります。ただ、それを忠実に実行しているか、いかにというだけの問題である。

でございまして、制度創立早々の際でございますから、しばらく一つ、その実績を見まして、そしてほんとうに、これは何といふか、国の指導によつて、是正することができれば、これは指導を大いにやるべきである。しかし指導をしても、性格上、これはどうしても、はしにも棒にもかからぬものだというようなことがはつきりしますれば、今度は制度的に、われわれは考へ直さなければならぬのじゃないか、こう考へるわけですから。

とりあえず商工会議所そのものの守備範囲でございますから、でありますから、重複して商工会を設けないことになつてゐるんだから、お前の守備範囲は、こういうところまでであるのかかわらず、やつていないじゃないかといふことを、大いに一つしりをひつぱたい、そして、そういう方面に鞭撻を促すといふことに、われわれとしてはやつていきたい。こう考へる次第でございます。

○近藤信一君 最後に、私は御要望申し上げまして、私の質問を終わるわけでありまして、本法が成立いたしますれば、商工会連合会といふものができ、さらに十何カ所におきまして商工会議所の連合会といふものがございませぬ。この二つの連合会は、性格が同じようなものでございませぬから、少なくとも小規模事業者対策については、同じような面を並行するわけなんです。

この二つの連合会が、連絡がうまくいく場合には、私はうまく指導ができるが、ややもすると、この二つの連合会が対立するごときことが出てくるかもしれませぬ。そうした場合には、やはり不幸を見るのは、中小規模の事業者

であると私は思う。そういう点を十分お考えになって、政府はいろいろと対策について間違いない指導をしていっていただきたい。それでなければ、私は本法改正の、連合会組織の点の意義がなくなってくると思うのであるが、そういう点、政府は十分に気をつけて指導対策に当たっていただきたいということをお望み申し上げます。

○委員長(鈴木亨弘君) 他に御質疑はございませんか。——他に御発言がなければ、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

本案に、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木亨弘君) 全会一致と認めます。

よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成等につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

本日は、これにて散会いたします。

午後六時一分散会

昭和三十六年六月十二日印刷

昭和三十六年六月十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局